
新 潟 市 新 亀 田 清 掃 セ ン タ ー
整 備 ・ 運 営 事 業 に 係 る
入 札 説 明 書 等 に 関 す る 質 問 回 答 (第 1 回) 訂 正 版

令 和 6 年 6 月 1 3 日

新 潟 市

6月13日公表

以下の質問回答を追加しました。

4. 様式集に関する質問に対する回答

No. 35

8. 運營業務委託契約書（案）に関する質問に対する回答

No. 15～24

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
1	1	第2章								入札説明書の位置付け	実施方針等（実施方針及び質問回答）は、本公告の範囲として有効と考えてよろしいでしょうか。また、その場合、本公告が優先すると考えてよろしいでしょうか。	実施方針等は、本事業に関する方針等を示したものであり、本公告以降は有効ではありません。
2	3	第2章	9	(1)	イ	(ウ)				運營業務	実施方針時の質疑回答において、売電に係るインセンティブの有無に関して、入札公告時に示しますとありました。改めてうかがいますが、当初計画量より発電量が増加した際、事業者インセンティブはございますでしょうか。たとえば、以下のような考え方を検討いただけないでしょうか。 インセンティブ＝(実績売電量(kWh/年)－提案売電量(kWh/年))×売電単価(円/kWh)×50%	売電に係るインセンティブは設けません。
3	3	第2章	9	(1)	イ	(ウ)				運營業務	余剰電力の売電は市の所掌とし、市の収入とする。となっておりませんが、運営事業者の努力により計画以上に売電量が増加した場合、運営事業者インセンティブはございますでしょうか。	No. 2の回答を参照してください。
4	5	第2章	11							事業者選定スケジュール(予定)	対面的対話結果及び入札説明書等に関する質問回答(第2回)の公表は令和6年9月上旬となっておりますが、質問提出日(令和6年7月12日)から約2カ月後となり、時間がかかり開いてしまうので、前倒しのご検討を頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
5	14	第5章	1	(4)	イ	(7)				入札説明書等に関する質問受付	様式第1号-2で提出することになっていますが、令和6年7月12日期限の第2回目質問も様式第1号-2を使う、ということでしょうか。それとも、第2回目質問は対面的対話における確認事項に含める形で様式第11号-2を使うということでしょうか。前者の場合は、第2回目質問と対面的対話における確認事項の内容が重複すると思われます。	第2回の質問は、様式第1号-2を使用して提出してください。なお、第2回の質問は、対面的対話で確認したい事項以外の内容とし、様式第11号-2と重複しないようにしてください。
6	15	第5章	1	(9)	イ					事前資料	事前資料(ア)(イ)について、提出から対面的対話の予定時期までの間に変更や追加修正が生じた場合、対話当日の追加資料配布は可能でしょうか。また、可能な場合の印刷物の部数についてご教示願います。	対面的対話時の提示資料及び部数は、別途入札参加者に通知する対面的対話実施要領に示します。
7	20	第6章	3							入札提案書類	提案書の電子データ(CD-R)は3部とも副本でよろしいでしょうか。	提案書の電子データには、正本・副本両方のデータを格納するものとします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
8	20	第6章	3	(3)	イ	(イ)				入札提案書類 提案書	要求水準に対する設計仕様書の提出要求がありますが、様式13号-1と内容が重複すると思われるので、新たにWordで仕様書を作る必要はない、と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、「第6章 3 (3) イ (イ) 要求水準に対する設計仕様書」は様式第13号-1に該当しますので、新たに仕様書を作成する必要はありません。
9	20	第6章	3	(3)	イ	(ウ)	a	(a)	(i)	外気温別の季節 設定	夏季・春秋・冬季の設定は、c(a)(ii)電力に記載の様式第15号3-1(別紙2)の3. ※5と同じ区分と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	21	第6章	3	(3)	イ	(ウ)	a	(a)	(v)	田舟の里への 余熱供給の有 無別	要求水準書P72に記載のとおり、田舟の里には全炉停止期間中を除き24時間熱供給を行うため、「有無別」というのは、「営業時間中(冬季、冬季以外)及び営業時間外の2種類別」と読み替えることとし、田舟の里に熱供給がないケースは提出不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	24	第7章	4	(1)						提案書	技術提案書は「様式集の順番で1冊にまとめ、A4版(A3判書類についてはA4判に折込み)・縦・横書き・左綴じとして提出すること」との記載がありますが、ファイル綴じ(キングファイル等)での提出という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	24	第7章	4							提案書	(1)技術提案書、(2)施設計画図書、(3)添付資料及び提案図書概要版 については、片面で差し支えないでしょうか。	A4判の様式は基本的に両面印刷、A3判の様式は片面印刷としてください。
13	24	第7章	4	(2)						提案書	「施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号(1/●~●/●)をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。」とありますが、施設計画図書の頁数は非常に多いため、通し番号については、「(7)施設概要、(イ)要求水準書に対する設計仕様書」などの章ごとにつけてもよろしいでしょうか。	通し番号は、章ごとではなく、施設計画図書全体のページ数としてください。
14	25	第7章	4	(5)						提案書	「ロゴマークや商標登録名称等の使用を含め、構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること」とありますが落札者決定基準における評価の視点で、具体性、実効性を求められていることから、提案内容の具体性、実効性を示すためにも、構成企業以外の企業名、ロゴマークは必要に応じ使用可能と理解してよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
15	25	第7章	5							施設計画に係る提案概要	参加者の名称について、企業グループ名、または貴市から送付される受付グループ名のどちらを記載すべきでしょうか。 場所は右下でよろしいでしょうか。	施設計画に係る提案概要は、落札者のみ提出が必要な資料のため、記載要領等の詳細は、落札者に対して提示します。入札提案書類提出時に提出する必要はありません。
16	25	第7章	5							施設計画に係る提案概要	A3×1枚のためファイリングは不要で、紙で提出することよろしいでしょうか。	No. 15の回答を参照してください。
17	26	第7章	6	(3)						保険	市は、本施設の損害を担保する目的の保険に加入する予定はないとありますが、全国市有物件共済会の建物総合損害共済含め一切の保険に加入しないのでしょうか。高騰している火災保険等、もし貴市にて加入を予定している保険を検討していましたら、その内容をご教示願います。	全国市有物件共済会の建物総合損害共済へ加入することとしますので、入札説明書を読み替えてください。
18	26	第7章	6	(4)						要求水準書範囲外の提案について	要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、例えば上乗せ提案の中でも金額に大きく係わってくるような独自提案を実施することがあれば、質問や対面的対話において貴市の意向を確認させていただくという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案を行う場合は、金額に関わらずすべての提案について質問や対面的対話時に市に確認し、了解を得ることとします。
19	26	第7章	6	(4)						要求水準書範囲外の提案について	「要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問及び対面的対話において、市に確認し、了解を得たものに限り有効とする。」とあります。対面的対話実施以前に検討している内容については事前に貴市に確認させていただきますが、以降の検討内容について貴市からご了承をいただくことが難しいため、提案内容の実施可否については事業期間中に貴市との事前協議をお認めいただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
20	26	第7章	6	(5)						電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について	「売電に係る契約の契約者は市」とありますが、アンシラリーサービス料金も貴市所掌との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	26 31 別紙 2	第7章	6	(5)						売電に係る契約の契約者	売電に係る契約の契約者は市様所掌となっておりますので、事業範囲外となる売電に係る買取り単価の提案は評価対象外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
22	26	第7章	6	(6)						業務の委託	「事業者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、市の承諾を得た場合はこの限りではない。」とありますが、市の承諾は、落札後との認識でよろしいでしょうか。また想定する承諾基準をご教授ください。	業務の委託の承諾の時期はお見込みのとおりです。承諾基準については、委託の時期及び内容に応じて、市と事業者で協議を行うものとします。
23	28	第8章								その他	入札図書作成にあたり、建設用地を無人航空機（ドローン等）にて空撮させていただくことは可能でしょうか。	可能とします。 下記により、市にお申込みください。 申込方法：メール 申込時の記載事項 希望日時（候補3つ） 参加者（社名、氏名） 空撮可能期間 令和6年10月4日まで 申込時の提出物 撮影の実施概要（撮影範囲、飛行高さ等を明記）
24	29	別紙1								用語の定義 「処理不適合物」	「処理不適合物」の定義として「焼却処理に適さないもの又は設備に不適合が発生するものを総称している。」と定められておりますが、「焼却処理に適さないもの」とは、別紙1「用語の定義 No.25処理困難物」に記載された品目との理解でよろしいでしょうか。また、運營業務委託契約書第23条において受注者側に処理不適合物の監視義務等が課されている中で、品目を具体的にお示しいただけないと同契約の履行が困難となります。したがって、「処理不適合物」の対象となる品目を具体的に示していただけますでしょうか。もし、現時点で具体的にお示しいただくことが困難であれば、応札後のしかるべき段階において協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	要求水準書 第2 1 (2) エに記載のとおり、処理不適合物は、市と事業者の協議により定めるものとします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
25	33	別紙3	3	(2)	ウ					運營業務に係る対価	「運營業務委託料(固定費)の1回あたりの支払額は、運営期間にわたり平準化した各年度の固定費を12で除した金額とする。」とありますが、人件費は定期昇給のため右肩上がりに増加していくこと、補修費用は年度毎に変動し、運営開始初期は低めに、運營業務期間の中期から後期にかけて右肩上がりに増加する傾向にあります。なお書きにも「固定費(補修費用)については、市と事業者が協議のうえ、補修計画を見直すことはできるが、当該固定費(補修費用)の事業期間中の総額は変更しない。」とあるため、運營業務委託料(固定費)若しくは固定費(補修費用)は年度毎に変動をお認め頂きたいと思っております。	原文のとおりとします。
26	34	別紙3	4	(1)						物価変動等指標のご提案	「なお、当該指標は、落札者決定後、…、協議を行い落札者の提案する指標により事業契約を締結することができる」とありますが。提案する物価変動等の指標の提示時期についても、入札時ではなく落札者決定後の理解でよろしいでしょうか。	物価変動等の指標を提案する場合は、様式第15号-6-4(別紙2)及び(別紙3)の「改定指標(提案)」欄に提案する指標を記入の上、入札提案書類提出時に提出してください。
27	34	別紙3	4	(1)	イ					運營業務に係る対価	「各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、市と事業者が変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する」とありますが、運営事業者と各供給事業者等との間の次年度受給契約(見込みも含む)の内容に基づき貴市と協議し、変更しない合理的な理由が無い限り、原則、改定が行われるものと考えてよろしいでしょうか。	費用の改定については、運営事業者と各供給事業者等との需給契約の内容に基づき判断します。
28	35	別紙3	4	(2)						改定の条件	初回の改定に関して「比較対象は令和6年10月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値とする)。」とありますが、ご指定の「日本銀行調査統計局」の改定指標は公表から約1年後に「確定値」が再公表されるのが慣例的であり、令和6年10月末時点の改定指標(公表値)は令和11年8月末時点の改定指標(確定値)と異なる可能性があります。初回改定時には、「公表値」ではなく「確定値」を使用するものと考えてよろしいでしょうか。	初回改定時に使用する令和6年10月末の改定指標は、確定値とします。
29	37	別紙5								リスク分担表	法令等の変更リスクの「法令」は、建設工事請負契約書第1条第2項第5号の「法令変更」の「法令」と同様に考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
30	37	別紙5								リスク分担表	「事故の発生リスク」「性能リスク」「運営費増大リスク」等には、その帰責が必ずしも事業者では無い場合や定量化できないリスクも考えられますので、詳細は入札説明書等及び入札提案書類に基づき協議の上で事業契約を締結するものと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書に示すリスク分担表は、基本的な考え方を示したものであり、すべてのケースを事業契約に規定できるものではありません。 事業実施時に、事業契約に定めていない事象が発生した場合には、当該事象の内容や対応状況等を踏まえ、協議を行います。
31	37	別紙5								リスク分担表	測量・地質調査リスクにて、「事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの」におけるリスク負担者が事業者になっております。 しかしながら工事期間において、事業者が測量、地質調査を行った結果、入札時の見積条件からは読み取れない、または予期できないものは、建設工事請負契約第19条に該当するという理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）第19条に該当するかを含め、判明した状況等に応じて、協議のうえで判断します。
32	38	別紙5								リスク分担表	売電収入変動リスクについて、事業者の事由による売電収入の変動リスクは事業者となっておりますが、これは入札説明書p41 3事業者提案の未達成時に係る減額等の措置に基づいてリスク負担すると理解してよろしいでしょうか。	売電量が提案売電電力量を5%超下回った場合の費用負担は、お見込みのとおりです。また、このほか、売電に伴う費用が発生した場合（アンシラリーサービス料を除く）については、状況を踏まえて協議を行うものとします。
33	38	別紙5	注5							受入対象物の質の変動	計画ごみ質の範囲内であっても定常的な偏りが継続した場合は事業継続に影響するため、協議に応じていただける認識でよろしいでしょうか。	協議は行います。
34	38	別紙5	注6							受入対象物の量の変動	ごみ量の増加が著しい場合、人件費や補修費等の固定費にも影響が生じます。事業継続に影響するため、固定費に影響が生じるごみ量増加の場合には協議に応じていただけると理解してよろしいでしょうか。	原則として、ごみ量の変動については、運營業務委託契約書（案）第36条に基づき変動費で対応しますが、計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には協議を行います。
35	41	別紙6	3	(1)						残渣発生量未達成時における減額の算定式	「残渣発生量未達成時における減額の算定式」に「埋立に係る費用（処理費、運搬費）」とあります。焼却残渣（主灰・飛灰処理物）の1tあたりの処理費および運搬費について、至近の実績単価もしくは想定されている単価がございましたらご教示ください。	近年の実績は下記のとおりです。 処理費： 2.1万円～2.8万円/t程度 運搬費： 0.2万円/t程度

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
36	42	別紙6	3	(1)						残渣発生量未達成の場合に係る減額等の措置	「処理費は前年度の1tあたりの焼却残渣等の処理原価、運搬費は当該年度の1tあたりの焼却残渣等の運搬費用」との記載がありますが、今回入札時の費用試算の単価をご指示いただけないでしょうか。	No35の回答を参照してください。
37	41	別紙6	3	(1)	※3					補正後の提案残渣発生量	ごみ量、ごみ質（実績値）等による補正方法は事業者から方法を提案したうえでご協議となると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
1	4	第1	2	(1)	ク	(7)				敷地の範囲・工事範囲	「添付資料1 市所有の敷地の範囲」と「添付資料2 現況配置図」で北側の境界が異なりますが、添付資料1の境界点S-13、R-1～R-22、S-1が境界と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	4	第1	2	(1)	ク	(4)				敷地の範囲・工事範囲	今回の建築基準法上の計画通知における計画敷地の範囲をご教示願います。	添付資料1に示すとおりです。
3	4	第1	2	(1)	ク	(4)				敷地の範囲・工事範囲	計画敷地内に「田舟の里」がある場合、建築基準法での敷地内に2つの用途が存在しますが、ごみ処理施設と「田舟の里」が建築基準法上において用途上不可分という位置付けでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	4	第1	2	(1)	ク					敷地の範囲、工事範囲	運営事業者の管理範囲は、添付資料3工事範囲であり、管理対象は工事で設置したものという理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は具体的にお示しいただけないでしょうか。	添付資料3に示す工事範囲、本工事で設置したものに限らないものとして下記が想定されます。 ・添付資料3に示す工事範囲外であるが本工事で設置したものとして、北側に敷設する雨水放流に係る設備、水道取出管（改修必要な場合）等 ・本施設のために既存利用した場合のものとして、北側擁壁やフェンス、水道取出管等 ・その他として、現施設解体後に設置予定の建設用地西側のフェンス等 なお、田舟の里及びそれに付帯する設備（本工事で設置したもの含む）等は管理対象外です。
5	4	第1	2	(1)	ケ					事業スケジュール	事業スケジュール（案）に記載の受電の時期について、前倒し変更可能でしょうか。	実施設計を踏まえた電気事業者との協議により決定します。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
6	5	第1	2	(2)	エ					地質	「この区画の汚染土壌がある深度については、形質変更しないことを基本とし変更する場合は、対策費用は建設事業者の負担とする。」とされておりますが、事業者側の帰責事由によらず又は不可抗力により形質変更に至る場合には貴市にて費用負担いただくと理解してよろしいでしょうか。	当該区域の形質変更をしない工事計画において、不可抗力により形質変更に至るケースを想定していませんが、必要に応じて協議を行うものとしてします。
7	5	第1	2	(2)	エ					地質	田舟の里付近において土壌調査を行い、予期せぬ地中埋設物があった場合、費用及び工期は協議していただくと理解してよろしいでしょうか。	提示した資料から推察できず、予期しない地中障害物等の対策費用及び工期は協議を行います。
8	5	第1	2	(2)	オ					土地利用規制	計画敷地は、「ごみ処理施設」として都市計画決定済との記載により、都市計画決定済のため、「建築基準法第51条ただし書き」の許可は不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	5	第1	2	(2)	オ	(7)				都市計画区域	計画敷地は、市街化調整区域であることにより、計画通知申請する際に、都市計画法や建築基準法に関して事前に必要な協議・許認可・届出がありましたらご教示願います。	必要な協議・許認可・届出はありません。
10	5	第1	2	(2)	オ	(7)				都市計画区域	都市計画法第29条の開発許可については、開発許可不要の公益上必要な建築物（ごみ処理施設）として考え、開発許可不要と考えていますが、今回許可不要の場合でも必要な届出、各協議がありましたらご教示願います。	必要な協議・届出はありません。
11	5	第1	2	(2)	カ	(7)				電気	「添付資料8 系統連系状況」について、最大受電電力量に加え、保護装置及びその整定値に関して特記すべき内容がありましたらご教示願います。	特記すべき内容はありません。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
12	6	第1	2	(3)	カ	(ウ)				排水	「本施設からの時間最大排水量は、0.002m ³ /s以下とする」とありますが、想定排水量が超える場合、排水槽を設け制限値以下とする必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	6	第1	2	(2)	カ	(ウ)				排水	「本施設からの時間最大排水量」は、本施設の生活排水及びプラント排水の合計量と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	6	第1	2	(2)	カ	(ウ)				排水	「本施設からの時間最大排水量は、0.002m ³ /sとする」と記載ありますが、田舟の里の排水量を除く値と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	6	第1	2	(2)	カ	(ウ)				排水	雨水排水の放流は、敷地北側に放流管を設置し山崎排水路へ放流する計画となっていますが、①放流位置、②接続方法に指定はありますでしょうか。 また、道路横断・山崎水路との接続部については一部取り壊し・復旧が想定されますが、施工費については協議事項と理解してよろしいでしょうか。	放流位置、接続方法は契約後の協議となりますが、矢板にスリーブ等を設け接続する形となります。なお、洗堀防止のため、排水口下部にかごマットの設置等の対策が必要となります。 放流管設置に伴う工事は、道路工事を含め、全て本工事に含まれます。
16	6	第1	2	(1)	カ	(ウ)				排水	下水道配管を建設用地まで延長する時期をご教示願います。	詳細は未定ですが、令和10年度中には完了する見込みです。
17	6	第1	2	(3)	カ	(オ)				燃料	「工事範囲の境界までの配管は、北陸ガス株式会社の所掌にて整備するため、引き込み位置等必要に応じて協議を行うこと。」とありますが、北陸ガス株式会社との協議は入札段階において行ってよろしいでしょうか。	入札段階での協議を可とします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
18	6	第1	2	(3)	カ	(オ)				燃料	「都市ガスの引き込み等に係る工事負担金は、「添付資料15 都市ガス負担金試算条件」の条件下で発生しない見込みであるが、設計の結果、負担金が発生する場合は建設事業者の負担とする。」とありますが、敷地条件によるものであり、負担金については貴市負担又は精算いただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
19	6	第1	2	(3)	カ	(オ)				燃料	「都市ガスの引き込み等に係る工事負担金は、「添付資料15 都市ガス負担金試算条件」の条件下で発生しない見込みであるが、設計の結果、負担金が発生する場合は建設事業者の負担とする。」とあります。添付資料15では大幅に能力が下がる場合には、協議結果によっては負担金が発生するとありますが、能力が下がる場合ではなく、能力が上がる場合との理解でよろしいでしょうか。	大幅に能力が下がる場合、能力が上がる場合のどちらにおいても、負担金が発生する場合の負担は建設事業者とします。
20	8	第2	1	(1)	ウ	(7)	c			計量棟	他施設とは別棟を基本としますが、工場棟との合棟を提案させていただくことは可能でしょうか。	別棟での提案を基本としますが、直接搬入車両の受付を含め、有効な提案であれば可としますので、対面的対話にて説明してください。
21	9	第2	1	(1)	エ	(イ)				許認可申請に係る経費	別に定める場合とは、要求水準書10頁「f 官公署等への申請」(a)～(j)のことで、これらの申請書類作成経費は事業者負担と理解します。事業者の責めに帰すべき事由による計画変更申請などの申請先への費用を除き、申請先への手数料は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	許認可申請に係る経費は、市が行う申請、届出を除き、事業者の負担とします。
22	9	第2	1	(1)	エ	(オ)	d			関連設備の整備等	建設工事用大型クレーン設置等による建設工事期間中の電波障害対策工事費用については、貴市負担と理解してよろしいでしょうか。	事業者負担とします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
23	9	第2	1	(1)	エ	(オ)	d			関連設備の整備等	電波障害の事前調査は机上検討と理解してよろしいでしょうか。	事前調査は、机上検討及び現地調査を行ってください。 なお、現地調査では、机上検討に基づく調査対象建物周辺の状況調査及び電測車による路上等での受信状況調査、測定を行うことを想定しています。
24	10	第2	1	(1)	エ	(オ)	f			官公署などへの申請	今回の計画にあたり、関連法、条例の取り扱い解釈等について確認したい場合、関係官公署へ提案書提出前に案件名を伏せた上で事前相談を行ってもよろしいでしょうか。	一般的な解釈等についての確認については可能とします。
25	10	第2	1	(1)	エ	(オ)	f			官公署などへの申請	今回、計画通知での申請となり特定行政庁である新潟市の建築行政課様の審査となりますが、省エネ適判については、申請先に関して指定はございますでしょうか。 指定があれば申請先をご教示願います (貴市建築行政課殿への申請となるか、貴市指定の審査機関での申請となるか、指定なしかをご教示願います。) また、構造適判は貴市指定の審査機関がありましたらご教示願います。	省エネ適判の申請先は、本市の建築行政課となります。 構造適判は、民間機関となりますが、本市で指定はしていません。
26	10	第2	1	(1)	エ	(オ)	g			周辺住民対応	説明用のパンフレットについて想定されている必要部数をご教授願います。	数百部を想定していますが、今後の地域住民との協議を踏まえて決定します。
27	10	第2	1	(1)	エ	(オ)	g			周辺住民対応	本施設の建設期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応や工事説明会を市と連携して行うとありますが、何回ほど予定しているのでしょうか。	回数の想定は現時点ではありません。
28	12	第2	1	(2)	イ	表2-1				計画処理量	表2-1中の焼却処理量(定常)は、前頁の(2)アに記載の、(イ)災害廃棄物(非定常的に発生)を除いた、(ア)燃やすごみ、(イ)可燃残渣、(ウ)脱水汚泥等、(オ)小動物を合計した量との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
29	12	第2	1	(2)	イ	表2-1				焼却処理量 (定常)	要求水準書の表2-1には102,807t/年とありますが、添付資料18の表6(6ページ)に記載の新焼却施設のR12年度の処理量102,679t/年と異なっております。 R12年度の処理量は表2-1が正であり、かつ、要求水準書の表2-3に記載の計画ごみ質は不変と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	12	第2	1	(2)	イ	表2-2				焼却処理量推 計値	各年度の推計値について、添付資料18ごみ質設定資料のP8に記載されている「新焼却施設に搬入されるごみから製品プラスチックを50%及び90%除いた場合」で除かれるべき製品プラスチック量は考慮されていない前提(製品プラも引き続き新亀田清掃センターに搬入される前提)と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	12	第2	1	(2)	ウ					直接搬入ごみ の種類	資源物の定義についてご教示ください。 47頁表2-21のスクラップ(鉄、アルミ)が該当すると理解してよろしいでしょうか。	分別後に有価で売払い可能なアルミ・スチール・小型家電が該当します。
32	12	第2	1	(2)	エ					処理不適物	焼却処理が困難なものや設備に不具合が発生する処理不適物については、市と建設事業者で協議の上で詳細な内容を規定するとありますが、現亀田清掃センター、及び新田清掃センターの処理不適物扱いの具体的な内容についてご教示願います。	受入基準を満たしておらず、焼却処理に支障があるものを処理不適物としています。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
33	13	第2	1	(2)	オ	表2-3				計画ごみ質	「表2-3 計画ごみ質」内にご提示いただいた元素組成について、「添付資料18 ごみ質設定資料」内のP. 23「資料9 元素組成調査結果」をもとにP. 13「表17元素組成の加重平均」で設定されていますが、より正確な排ガス処理等の計画のために「資料9 元素組成調査結果」内の表27および表28内の有効数字が1桁となっている揮発性塩素や全硫黄等の項目について有効数字2桁までご提示いただけないでしょうか。	表27（亀田）については、有効数字が異なるデータを示します。元素組成の100分率は、有効数字2桁で統一しています。 表28（新田）については、詳細データはありません。なお、硫黄については、平成30年2月が0.1%であり、他の調査月はすべて0.1%未満となっています。 要求水準書の「表2-3 計画ごみ質」並びに「添付資料18 ごみ質設定資料」内のP. 13「表18 計画ごみ質（元素組成を含む）」に示す計画ごみ質の元素組成の有効数字を次の2桁表示に読み替えるとともに、「添付資料18 ごみ質設定資料」内のP. 13「表17元素組成の加重平均」についても亀田清掃センターと新焼却施設の元素組成も有効数字2桁に変更するものとします。 計画ごみ質の元素組成を下記のとおり訂正します。 炭素57.0%→56.98% 水素8.2%→8.15% 窒素1.1%→窒素1.13% 揮発性塩素0.5%→0.51% 全硫黄0.1%→0.13% 酸素33.1%→33.10%
34	14	第2	1	(2)	カ	(4)				搬出	搬出車両の頻度及び時間は提案事業者にて設定してもよろしいでしょうか。 もし、不可の場合は、搬出車両の頻度と時間を貴市にて設定いただけないでしょうか。	市施設及び民間施設への搬出は、要求水準書に示す搬出日及び受付時間を原則として、市の所掌にて搬出車両の手配、運搬を行います。 搬出車両の頻度及び時間については、搬出業者が決まっておきませんので、現時点で設定はできません。
35	14	第2	1	(2)	カ	(4)				搬出	搬出車両の頻度及び時間帯は、表2-5及び2-6を満たす前提で事業者による提案と理解してよろしいでしょうか。	No. 34の回答を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
36	14	第2	1	(2)	キ	表2-7				主な搬入出車両の仕様	搬出車両にスクラップを運ぶHIAB車が指定されていますが、スクラップとは直接搬入者が持ち込む鉄やアルミでできている製品のうち、スクラップとして再利用可能なごみ、ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	14	第2	1	(2)	キ	表2-7				焼却残渣運搬車両	表2-7中では深あおりダンプ／積載量10tとありますが、表2-8中では総重量20tダンプ車とあります。表記が異なりますが、同じ車両と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、車両寸法等の詳細をご教示願います。	同じ車両を意図しています。
38	14	第2	1	(2)	キ					ごみの搬入・搬出形態	「表2-7 主な搬入出車両の仕様」について、不燃ごみおよび処理困難物の搬出車両は、積載量10tの脱着装置付コンテナ車と記載があります。一方、「要求水準書P47 表2-21」に不燃ごみの保管容器は「8m ³ コンテナ」とあることから、不燃ごみおよび処理困難物の搬出車両は、8m ³ コンテナを搬出することを想定し、積載量4tの脱着装置付コンテナ車と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、表2-7の記載は、下記のとおり訂正します。 ○搬出 施設間運搬車両 破碎施設 ①分類 訂正前：不燃ごみ ↓ 訂正後：不燃ごみ（粗大含む ・ 破碎処理可能） ②積載量 総重量 訂正前：10t ↓ 訂正後：4t ○搬出 施設間運搬車両 埋立施設 ①分類 訂正前：処理困難物 ↓ 訂正後：不燃ごみ（粗大含む ・ 破碎処理不可） ②積載量 総重量 訂正前：10t ↓ 訂正後：4t

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
39	14	第2	1	(2)	キ					搬入車両台数について	「ごみ搬入台数の実績を「添付資料19 既存施設のごみ搬入車両実績」…に示す」とあり、今回の公告資料では実績台数をご提示いただいた一方で、想定搬入台数についての記載がありません。 繁忙期対応を検討するため、搬入車両台数（日平均、最大台数）は、実施方針時にご提示いただいた「添付資料16 繁忙期のごみ搬出車両台数等」の記載に基づき想定してもよろしいでしょうか。	添付資料19_1に実績を示す搬入車両のうち、台数が多い車両の想定台数は下記のとおりとします。 ステーション収集（直営・委託）及び許可の合計台数 74,000台/年 ※施設統合による増加台数の設定 直接搬入（家庭系・事業系） 100,000台/年 ※これまでの増加傾向による設定 繁忙期の台数については、実績の傾向を踏まえて設定するものとしします。
40	15	第2	1	(2)	ク	表2-8				最大となる搬入出車両	資源物（スクラップ等）とありますが、12頁の1(2)ウ直接搬入ごみの種類に記載の「資源物」と14頁の1(2)キ表2-7に記載の「スクラップ」は同じものを指している、ということでしょうか。	12頁の1(2)ウ直接搬入ごみの種類に記載の「資源物」は、選別後に有価で売払い可能なアルミ・スチール・小型家電が該当し、表2-7に記載の「スクラップ」は、資源物の内のアルミ・スチールのみを指します。
41	15	第2	1	(2)	ク					最大となる搬入出車両	「表2-8 最大となる搬入出車両」にある以下に示す車種について寸法をご教示願います。 1. 車種 搬入車両 ・ 10t強力吸引車 ・ 総重量22t脱着コンテナ車 搬出車両 ・ 総重量20tダンプ車 ・ 総重量22tHIAB車 2. 寸法 全幅、全長、全高、最小回転半径、ホイールベース	メーカーや型式、年式により異なるため、提示した条件で計画してください。
42	15	第2	1	(2)	ク					最大となる搬入出車両	「表 2-8 最大となる搬入出車両」について、車両導線計画のために、車両諸元（全長、ホイールベース、最小回転半径等）をご教示いただけないでしょうか。	No. 41の回答を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
43	15	第2	1	(2)	ケ	(7)				年間稼働日数	年間稼働日数1炉280日以上とするとの記載がございますが、令和12年度焼却予定量の102,807t/年において満足すればよいとの理解でよろしいでしょうか。 また、3炉ともそれぞれ年間280日以上稼働させる運転計画とすることが必須条件との理解で宜しいでしょうか。	年間稼働日数として1炉280日以上を求めるものであり、3炉それぞれが280日以上稼働する運転計画とする必要はありません。ごみ処理量、補修計画に応じた適切な運転計画としてください。
44	21	第2	1	(3)	ア	(ト)				工場立地法	工場立地法で規定される緑地面積率等の算定は、現施設敷地を含む敷地全体で算出するものと考えられます。田舟の里を含む本施設の工事範囲で緑化率15%以上を確保（要求水準書P.5に記載）すれば、現施設敷地を含む敷地全体として工場立地法規定される値（緑地面積率5%以上、環境施設面積率10%以上）を満足すると考えてよろしいでしょうか。	工場立地法に係る緑地率の考え方は、現施設側を含む全体敷地で算出するため、工事範囲での不足分は現施設の跡地整備に合わせて緑化する計画としています。
45	24	第2	1	(4)	オ	(7)	a			材料及び機器	「a 本要求水準書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できる。」と記載ありますが、国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績をもつ工場であれば、ボイラ及びプラント鉄骨等を海外でも製作できるものと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書を満足することを条件に、提案を可とします。
46	24	第2	1	(4)	オ	(7)	b			材料及び機器	「b 主要部品は原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等である。なお、主要部品の範囲は受注後の協議による。」と記載ありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨等については国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績があれば成分・強度がJIS規格と同等の海外規格材を海外で調達し使用できるものと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書を満足することを条件に、提案を可とします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
47	24	第2	1	(4)	オ	(7)	b			材料及び機器	「b 主要部品は原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等である。なお、主要部品の範囲は受注後の協議による。」と記載ありますが、と記載ありますが、ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材を海外で調達し使用できるものと解釈してよろしいでしょうか。	No. 46のとおり、国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績が望ましいと考えていますが、受注後に協議に応じることは可能です。
48	24	第2	1	(4)	オ	(7)	c			材料及び機器	「c 検査立会を要する機器・材料等については、発注者が承諾した検査要領書に基づく検査を原則として国内において実施できるようにする。」と記載ありますが、お立会い検査に必要な費用を建設事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと解釈してよろしいでしょうか。	市が海外調達を認めた機器等について、必要と判断した場合は、海外工場における検査を可とします。 なお、立会に伴う市の経費は市の負担とします。
49	24	第2	1	(4)	ク	(オ)				工事	「作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。」とありますが、ご協議の上、作業状況に応じて残業を行わさせていただくことは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
50	25	第2	1	(4)	コ	(キ)				環境保全	「工事車両関係車両により既存道路等の破損が生じた場合は、補修を行うとありますが」とありますが、既存道路の劣化もあり、工事関係車両以外による破損も想定されます。補修を行うのは、破損の原因が工事関係車両によるものと明らかな場合と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	25	第2	1	(4)	サ					保険への加入	加入日は事業契約締結日（令和7年3月）でしょうか、もしくは事業契約成立日（令和7年7月）でしょうか。	事業契約成立日とします。
52	25	第2	1	(4)	シ	(7)				別途工事との調整	現時点で敷地内で予定している貴市発注の別途工事がありましたら、工事概要についてご教示願います。	現時点で予定している工事はありません。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
53	27	第2	1	(4)	チ					各工事積算内訳書の作成	積算根拠については詳細は実施設計時の協議により積算要領を決定するものと理解しますが、基本的には入札提案書提出時点における、公共建築工事積算基準（最新版）や刊行物資料、見積等を参考にすると理解してよろしいでしょうか。また積算要領を策定の際に、貴市独自の単価や指定、積算要領等ございましたらご教示願います。	お見込みのとおりですが、積算要領の詳細は受注者との協議により決定します。
54	28	第2	1	(6)	ア	(イ)				現場管理	「工事に際して生じる発生残材は、全て構外に搬出し…」とありますが、杭工事において発生する杭残土も場内での自ら利用は不可との理解でよろしいでしょうか。	建設発生土として再使用できるものについては、場内で利用可能です。
55	29	第2	1	(6)	ウ	(イ)				仮設工事	工事範囲の仮囲いについて、仕様（高さ・材質等）の指定はございましたらご教示願います。	3mの鋼製を標準とし、工事内容に応じた周辺環境配慮、安全性等を踏まえて設定してください。
56	29	第2	1	(6)	ウ	(オ)				仮設工事	「仮設事務所内には、30名程度が収容可能な会議室を設ける。」と記載がありますが、工事側が設置する会議室との兼用でもよろしいでしょうか。	市側で優先利用することを条件に兼用を可とします。
57	29	第2	1	(6)	ウ	(カ)				仮設工事	仮設用地として無償で貸与可能な「添付資料 21 工事での利用可能範囲」は、原則現状復旧にてご返却することになると考えておりますが、ご協議の上、仮設砕石敷等の仮設整備したままの状態でご返却とすることも可能でしょうか。	協議のうえ、その後の施設管理で問題ないと判断できれば、認めることとします。
58	30	第2	1	(7)						予備性能試験及び引渡性能試験での試料採取及び分析回数	いずれの試験期間も3日以上の記事がありますが、表2-20に記載の各試料採取回数は「1日当たり回数」×3日以上でしょうか。それとも、採取及び分析回数の日数は事業者による提案が可能でしょうか。	1日当たりの回数指定がある項目は、1日当たりの指定回数の3日分以上の分析が必要です。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
59	32	第2	1	(7)	ウ	(7)	a	表2-20		引渡性能試験等の方法 低周波音	心身に係る苦情に関する参照値および物的苦情に関する参照値（「低周波音問題対応の手引書（平成16年環境省環境管理局大気生活環境室）」）の対象周波数範囲にならない、1/3 オクターブバンド中心周波数のうち5Hz～80Hzの範囲の各周波数毎に、平坦特性音圧レベルが90dB以下と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	36	第2	1	(10)						正式引渡し	引渡し時の竣工式や着手時の起工式について実施するものと理解してよいでしょうか。 また、実施する場合の費用は、竣工式は貴市、起工式は建設事業者にて負担するものと理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	37	第2	2	(1)	ア	(4)				本施設の配置・動線	入口は北側の道路、東側の道路より進入と記載されていますが、現在の東側入口に架けられている渡河施設（門型ボックス）は撤去もしくは存置、どちらで考えればよろしいでしょうか。	既存の渡河施設は撤去してください。
62	37	第2	2	(1)	ア	(オ)				本施設の配置・動線	「ごみ収集車両及び施設間運搬車両と直接搬入車両は原則として動線を分離し、」とありますが、47頁の表2-21によると小型家電を運ぶ車両は直接搬入受入ヤードに行くことになっています。小型家電を運ぶ車両は14頁の表2-7によると施設間運搬車両であり、直接搬入車両と動線を分離することはできませんが、小型家電搬入車両の行き先は直接搬入受入ヤードでよろしいでしょうか。	直接搬入受入ヤードに出入りする車両については直接搬入車両との動線分離は求めませんが、安全性、円滑性に配慮してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
63	37	第2	2	(1)	ア	(サ)				本施設の配置・動線	「車両動線については、渋滞対策に配慮する。とくに、直接搬入車両は受付に時間を要するため、十分な渋滞対策を行う。」とありますが、車両台数や計量・受入の条件提示がありません。14頁の表2-7に示す搬入出車両毎の最大台数（1日当たりと時間当たり）、入口出口計量に要する時間、及び荷下ろしに要する時間についてご教示頂きたいをお願いします。	想定する搬入出車両台数は、No. 39の回答及び添付資料19を参考とし、提案する計量や荷下ろし方法による所要時間を踏まえた渋滞対策を計画してください。
64	37	第2	2	(1)	ア	(セ)				本施設の配置・動線	「煙突は～、極力南西側に配置する。」とありますが、煙突は工場棟の中心から南西側に配置すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	38	第2	2	(1)	イ	(I)				本施設の配置・動線	直接搬入車両の受付について「廃棄物処理依頼書」は本事業にも適用されると考えてよろしいでしょうか。	現在の「廃棄物処理依頼書」と同内容を確認・記録できることを条件に、受入の円滑化に資する提案を認めます。 なお、提案する場合は対面的対話にて説明してください。
66	38	第2	2	(1)	イ	(I)				料金徴収代行	「料金支払いは現金及びキャッシュレス決済とする」とあります。キャッシュレス決済手数料としてカード会社及びカードサービス代行会社に徴収料金の2～3%が自動的に引き落とされますが、これら決済手数料は貴市にて負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	キャッシュレス決済手数料は市の負担とします。導入するサービスは受注者との協議により決定します。
67	38	第2	2	(2)	ア	(7)				災害対策	敷地南東角の道路部分に現在屋外消火栓がありますが、今回の計画にて消防用水として使用可能でしょうか。使用可能な場合、消火栓の型式・仕様等をご教示願います。	使用できません。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
68	39	第2	2	(2)	イ	(4)	b	(a)	v)	建築構造設計基準及び同解説	建築構造設計基準に準拠する場合、建築物の高さが45m超となる場合、時刻歴応答解析と大臣認定の取得が必要になりますが、建屋一体型の煙突は建築基準法施行令第2条1項6号ハに該当する屋上突出物として、建築物高さに算入されないものとしてよろしいでしょうか。もし、煙突が建物高さに算入される場合、建築基準法施行令第2条1項6号ロにより、外筒天端から12mを減じた高さを建築物高さとして計画してよろしいでしょうか。	時刻歴応答解析の必要性については、法令及び煙突構造設計指針に基づき、また、審査機関の判断によるものとします。建築物の高さの考え方についてはお見込みのとおりですが、建築基準法施行令第2条1項6号のいずれに該当するかは実施設計図等を基に市が判断します。
69	40	第2	2	(3)	サ					寒冷地対策	「ごみ計量棟周辺には、・・・ロードヒーティングを行う。」とありますが、①貴市にて現在稼働中の一般廃棄物処理施設（亀田清掃センター、新田清掃センター、鎧湯クリーンセンター等）におけるロードヒーティング敷設範囲と稼働状況をご教示願います。 ②ロードヒーティングと類似した融雪マット等の提案が可能かをご教示願います。	①現施設は、ごみ計量機前後にロードヒーティングを設置していましたが、現在は稼働しておりません。それ以外の施設では、機械除雪または、消雪パイプでの融雪となっています。 ②要求水準書のとおりとします。
70	40	第2	2	(3)	ス					官庁施設の積雪・寒冷地設計基準	「(添付資料24 官庁施設の積雪・寒冷地設計基準(北陸地方整備局))に従う。」とありますが、本基準を参考に建設地の気候を考慮して、事業者にて計画し、協議させていただくという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
71	41	第2	3	(1)	ア	(七)				歩廊、階段等	「・・・床面に突起部が生じないようにする。」とありますが、主要通路の中央部は突起をなくして安全を確保した上で、かつ、柱近傍のボルト締結による突起についてはカバーを設けることで、カバーによる突起は生じてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。ただし、通路以外にある柱等については、危険性がないと判断できる箇所については本規定は適用しません。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
72	41	第2	3	(1)	イ	(オ)				機器、配管等	「水中ポンプには予備機を設ける。」とありますが、倉庫予備の提案は可能でしょうか。	提案を可とします。
73	41	第2	3	(1)	イ	(オ)				機器、配管等	実施方針質問回答No. 50にて「水中ポンプは倉庫予備の提案も可」と回答いただきましたが、水中ポンプは倉庫予備も可能と理解してよろしいでしょうか。	No. 72の回答を参照してください。
74	42	第2	3	(1)	エ	(キ)				安全対策	有害ガスの発生及び酸素欠乏場所としての対策が必要なピット・槽等にはマンホールφ600以上を設けますが、機器・装置等に設けるマンホールの大きさは安全に留意した上でメーカーへ一任と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
75	43	第2	3	(2)	ア	(ウ)	c			ごみ計量機	44頁 特記事項eにおいて「仕様は「第2 1 (2) キ ごみの搬入・搬出形態」、「第2 1 (2) ク 最大となる搬入出車両」に示す搬入出車両に対応可能なものとする。」とありますが、対応可能な場合には、ご記載の積載台寸法より小さい積載台寸法の提案も可能との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
76	44	第2	3	(2)	ア	(オ)	d			ごみ計量機	「1回計量（搬入時のみ計量し、事前登録した風袋重量を差し引いてごみ量を算定する）」とありますが、38頁の2(1)イ(イ)では、「全ての搬入車両は2回計量とする」とあります。現状は2回計量だが、将来対応として1回計量に対応できるシステムを構築する、というご要求と理解すれば良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	44	第2	3	(2)	ア	(オ)	t			ごみ計量機	ICカードリーダーを標準とありますが、ICカードに代わる同等以上の機能を有する事業者提案は可能でしょうか。	提案を可としますが、詳細は受注者との協議により決定します。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
78	44	第2	3	(2)	ア	(オ)	t			ごみ計量機	車両認識方式はICカードリーダーを標準とありますが、省力化、利便性を考慮し他の方式を提案してもよろしいでしょうか。	No. 77の回答を参照してください。
79	45	第2	3	(2)	ア	(オ)	y			ごみ計量機	自動料金徴収装置に関して、紙幣・硬貨の変更を考慮したものとしますが、運営開始後の変更対応を行う際の費用は貴市負担でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、機種選定において、紙幣・硬貨変更の作業面、費用面を考慮してください。
80	45	第2	3	(2)	イ	(カ)	b			プラットフォーム	「プラットフォームは2階に設置とする」と記載がありますが、要求水準書P. 120に示される「地下水の揚水量低減」を図るためプラットフォームを「2階以上」としてご提案してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
81	45	第2	3	(2)	イ	(カ)	f			プラットフォーム	「監視室内に給排水設備を設ける」とありますが、例えば手洗栓や流し台など具体的に必要な設備をご指示ください。	直接搬入受入ヤード監視室と同様に、手洗器を設けてください。
82	47	第2	3	(2)	エ	(カ)	c	(d)		直接搬入受入ヤード	「電化製品からの電池（一次電池、二次電池とも）の抜取りなど、品目に応じて、簡易分解等を行う」とありますが、簡易分解の対象となる電化製品とは、表2-21中の小型家電を指すものと理解してよろしいでしょうか。	小型家電に限らず、ごみ種の分別のために簡易的に分解できるものが該当します。
83	47	第2	3	(2)	エ	(カ)	c	(d)		直接搬入受入ヤード	「電化製品からの電池（一次電池、二次電池とも）の抜取りなど、品目に応じて、簡易分解等を行う」とありますが、簡易分解の作業負荷を想定するため、対象となる電化製品の品目ごとの想定数量および分解の程度についてご教示ください。	ご提示できる資料はありません。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
84	47	第2	3	(2)	エ	(カ)	表2-21			直接搬入受入ヤード	「上記以外の不燃ごみ」の車載用コンテナが8m3×1台となっていますが、P.14搬入出車両では積載量10tとあるため20m3コンテナを想定します。8m3と20m3でどちらが正でしょうか。	8m3(4t車)を正とします。なお、表2-7「搬出施設間運搬車両 破碎施設 不燃ごみ」における記載はNo.38の回答のとおり訂正します。
85	47	第2	3	(2)	エ	(カ)	表2-21			直接搬入受入ヤード	表2-21の最下段に記載の「上記以外の不燃ごみ(粗大含む・破碎処理不可)」とは、14頁の表2-7に記載の「処理困難物」と同じものを指しているのでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、表2-7「搬出施設間運搬車両 埋立施設 処理困難物」における記載はNo.38の回答のとおり訂正します。
86	47	第2	3	(2)	エ	(カ)	表2-21			直接搬入受入ヤード	搬出車両は提案事業者所掌ではないため、車両寸法、保管容器の所掌(運営事業者or搬出事業者)及び搬出頻度を明確にしていだけないでしょうか。	車両寸法は最大でスクラップはHIAB車、その他は脱着装置付コンテナ車(4t)を想定しています。保管容器の所掌については、脱着装置付コンテナ車のコンテナは市(委託業者等含む)とし、それ以外の容器等の所掌は運営事業者とします。搬出車両の頻度及び時間については、現時点でお示しできませんが、できるだけ選別物毎の搬出タイミングが重ならないように市側で調整します。
87	47	第2	3	(2)	エ	(カ)	表2-21			直接搬入受入ヤード	事業者が容器を用意する場合、容器は搬出後に返却されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
88	47	第2	3	(2)	エ	(カ)	d			直接搬入受入ヤード	小型家電以外は車載用コンテナが1台とありますが、運搬中に仮置きするスペースを確保する代わりに、コンテナを事業者にて用意した上で、小型家電と同様にコンテナ2基の運用を提案してもよろしいでしょうか。	提案を可としますが、コンテナ等の詳細は市との協議によります。
89	47	第2	3	(2)	エ	(カ)	d			直接搬入受入ヤード	i)とii)の2つの記載がありますが、搬出先はどちらも対応可能であり、本提案事業者が最良と考える貯留容器及び積み込み方法を提案可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ii)による場合は、コンテナ1基以上の貯留スペースを確保可能な貯留容器及び運搬車への積み込み方法を提案してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
90	47	第2	3	(2)	エ	(カ)	d			直接搬入受入ヤード	「選別物の貯留量は、「表2-21 直接搬入受入ヤードにおける保管品目及び容器等」に示す市が想定する1回あたりの搬出量以上」とありますが、表2-21「容量/個数」列に示されている数量が、1回あたりの搬出量を指すものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
91	47	第2	3	(2)	エ	(カ)	d			直接搬入受入ヤード	「表2-21 直接搬入受入ヤードにおける保管品目及び容器等」に示す品目のうち、車載コンテナで保管しない品目については、「容器/個数」の総容量を確保することを条件に、保管容器を事業者提案とすることをお認めいただけますでしょうか。	搬出車両に応じたものであり、かつ、保管容器種類にプラ容器等や袋と記載している品目については、搬出先で人力で荷下ろし可能なサイズ、重量であることを前提に提案を可能とします。
92	47	第2	3	(2)	エ	(カ)	d			直接搬入受入ヤード	「表2-21 直接搬入受入ヤードにおける保管品目及び容器等」に示す容器（プラ容器、車載用コンテナ等）について、搬出後の空容器を次回搬入時に本施設へ返送いただき、同容器を保管に再利用できるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
93	48	第2	3	(2)	エ	(カ)	e			直接搬入受入ヤード	「選別物の搬出は、直接搬入の受入時間内に行う・・・」とありますが、搬出作業が重ならないように選別物毎の搬出時間を提案事業者にて想定してよろしいでしょうか。	搬出時間は運搬を手配する市が決定しますが、できるだけ選別物毎の搬出タイミングが重ならないよう調整します。
94	48	第2	3	(2)	エ	(カ)	f	(d)		直接搬入受入ヤード	直接受入ヤードに設置する直接搬入者用トイレに必要な便器の数等の条件をご教示願います。	プラットホーム、直接搬入受入ヤードのトイレはいずれも男女別とし、下記とします。 プラットホーム 男性用 小便器2 大便器1 女性用 大便器1 直接搬入受入ヤード 男性用 小便器2 大便器1 女性用 大便器1

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
95	48	第2	3	(2)	オ	(ウ)	a			直接搬入受入 ヤード出入口 扉	「形式の選択は、台風時にも安定して開閉が可能であり」について、今回計画にて台風時に当該扉に要求される耐風圧性能（等級等）等、風速に関わる条件等をご教示願います。	耐風圧性能S-5（2400Pa、風速62m/s）以上としてください。
96	49	第2	3	(2)	カ	(イ)				ごみ投入扉	38頁の2(1)ウ(イ)によると、ダンピングボックスは「プラットフォームで受け入れる場合のごみピットへの転落防止として使用する」となっています。直接搬入者がプラットフォームに行かない場合、ダンピングボックスは不要と考えてよろしいでしょうか。	軽トラック等による枝木等など、一度に多量の可燃ごみを受け入れる際には、ダンピングボックスでの投入を想定しているため、要求水準書のとおりとします。
97	49	第2	3	(2)	カ	(ウ)	a			ごみ投入扉	ダンピングボックス用扉の型式が【】とあるため、能力（開閉時間）についての【10秒以内（全間同時開閉時）】はダンピングボックス用扉には適用されないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	50	第2	3	(2)	キ	(オ)	b			ダンピング ボックス	投入面の高さについてプラットフォームと同じ高さがありますが、床面と同レベルだと転落の危険性があるため、投入面を床から300～400mm程度上げてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
99	53	第2	3	(2)	コ	(7)				可燃性粗大ご み破碎機	【二軸式低速回転破碎機】とありますが、要求水準を満足することを前提に事業者が適切と考える形式（切断式等）を提案してもよろしいでしょうか。	将来的に剪定枝の破碎処理量が増加（量の見込みはありません）する可能性があることから、二軸式低速回転破碎機を標準としていますが、それを踏まえうえで提案を可能とします。
100	53	第2	3	(2)	コ	(ウ)	c			可燃性粗大ご み破碎機	「添付資料17 直接搬入ごみ量の内訳（参考）」によると粗大（主に可燃）として2,078t/年とありますが、本機器の能力検討にあたり不燃粗大ごみ量を差し引きたく、可燃粗大と不燃粗大の割合をご教示もしくは設定していただけないでしょうか。	可燃粗大と不燃粗大の割合については把握していません。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
101	53	第2	3	(2)	コ	(オ)	g			可燃性粗大ごみ破砕機	「ごみピットへの投入口のシュート部位置は、ごみ投入扉と同程度かそれよりも上部・・・」とありますが、ごみ投入扉シュート部と同程度かそれよりも上部と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
102	53	第2	3	(2)	コ	(オ)	h			可燃性粗大ごみ破砕機	「・・・破砕前の可燃性粗大ごみを一時貯留できるスペースを確保する。」とありますが、必要面積は提案可能と理解してよろしいでしょうか。もしくは、面積を提示いただくか、決定するための可燃粗大ごみ搬入量をご教示願います。	本施設の運営に支障のない一時貯留スペースを提案してください。
103	53	第2	3	(2)	コ					可燃性粗大ごみ破砕機	長尺物は、投入前に事前切断することとしてよろしいでしょうか。	破砕機投入前の前処理や破砕機投入方法の工夫等により、処理できる計画としてください。
104	54	第2	3	(2)	サ	(オ)	a			脱臭装置	脱臭装置の換気量におけるごみピット室の定義について、ごみピット室（ごみピット底面レベル以上）とありますが、ごみピットが底面レベルになるのは年1回あるかないかであり、全炉停止時はむしろごみピット貯留量は増加します。そこで、脱臭装置に関するごみピット室の定義を、ごみピットの有効容量算出の基準レベルと同様に「投入扉下面の水平線以下」に変更していただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
105	54	第2	3	(2)	サ	(オ)	a			脱臭装置	ごみピット室の上限は、ごみクレーンのガータ下端と設定してよろしいでしょうか。	ごみピット室の上限は、ごみピット室天井とします。
106	54	第2	3	(2)	シ					薬液噴霧装置	薬液噴霧装置（消臭剤及び防虫剤）とありますが、提案事業者の実績を踏まえ、防虫剤なしとする、もしくは1液タイプの薬液とする事業者提案を認めていただけないでしょうか。	提案を可とします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
107	55	第2	3	(3)	イ	(オ)	a			小動物専用投入装置	「焼却炉の各系列へ投入する装置とする」とありますが、年間処理量は約2000頭であり、1日あたりの平均処理量は約6頭となります。1炉で十分に対応できる量であるため、焼却炉への投入は3炉全てではなく、2炉へ投入できる設備として宜しいでしょうか。 3炉投入の場合、3炉への振り分けが煩雑となり、過剰設備と考えます。	要求水準書のとおりとします。
108	60	第2	3	(4)	ア	(ア)	e	(f)		廃熱ボイラ	過熱器母管の腐食・摩耗からの保護対策は管表面への肉盛溶接に限らず、メーカー任と理解してよろしいでしょうか。	過熱器の摩耗、腐食対策は要求水準書を踏まえて計画してください。
109	61 112	第2	3 5	(4) (2)	ア エ	(イ) (イ)	e c	(b)		地震時等の水平荷重	「・・・独立した鉄骨で支持し、地震時等の水平荷重は建築構造部材に負担させない計画とする」と記載がありますが、柱脚部については、水平荷重を負担させることでよいでしょうか。	十分な構造耐力を有することを前提に、提案を可とします。
110	64	第2	3	(4)	ク	(イ)				連続ブロー装置及び缶水連続測定装置	3基（1基/炉）とありますが、各炉毎に缶水をブローするラインを3セット有した装置を1基ということと同意と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	65	第2	3	(4)	コ	(イ)	a			蒸気復水器	「堅牢かつコンパクトな構造とし、原則として、振動が建屋に伝わらない構造とする」とありますが、別棟を想定されていますでしょうか。	別棟は想定していません。構造については、基本設計時に協議を行い決定します。
112	65	第2	3	(4)	サ	(イ)	b			復水タンク	【SUS304】とありますが、SUSであれば事業者が最適と考える材質を提案可能と理解してよろしいでしょうか。	要求する仕様と同等以上であることを条件に、提案を可とします。
113	65	第2	3	(4)	サ	(イ)	b			復水タンク	復水タンクの主要材質に関して、実績を考慮してSUS444の提案は可能でしょうか。	No. 112の回答を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
114	66	第2	3	(4)	シ	(オ)	e			純水装置	添付資料26 P.49/366では、本施設の配水元は信濃川浄水場系（下所島）か、阿賀野川浄水場か判断できません。 純水装置の設計に必要な水質項目を把握するため、配水元をご教示ください。	添付資料26に記載のとおり、阿賀野川浄水場からの給水となります。
115	66	第2	3	(4)	シ	(オ)	e			純水装置	純水装置の設計にあたり、添付資料26の水質項目では不足があるため、以下の水質情報を追加でご提供願います。 過マンガン酸消費量（CODMn）、カリウムイオン、アンモニウムイオン、硫酸イオン、イオン状シリカ、炭酸イオン、COD、ノルマンヘキサン。 ご提供が難しい場合は、事業者が自主分析するため、予定上水のサンプルをご提供、または自主サンプリングさせてください。	測定実績がなくお示しできないため、自主サンプリングを可能とします。 下記により、市にお申込みください。 申込方法：メール 申込時の記載事項 希望日時（候補3つ） 参加者（社名、氏名） 採取期間 令和6年10月4日まで 申込時の提出物 採取の実施概要（分析項目、採水希望場所等を記載）
116	66	第2	3	(4)	シ	(オ)	e			純水装置	純水装置の選定に当たり、添付資料26の水質検査結果に加え、以下の数値をご提示いただくことは可能でしょうか。 電気伝導率（25℃換算値）、硫酸イオン、硝酸イオン、酸消費量（pH4.8）、イオン状シリカ	No.115の回答を参照してください。
117	66	第2	3	(4)	ス	(ウ)	b			純水タンク	【SUS444】とありますが、SUSであれば事業者が最適と考える材質を提案可能と理解してよろしいでしょうか。	要求する仕様と同等以上であることを条件に、提案を可とします。
118	68	第2	3	(5)	イ	(オ)	g			有害ガス除去装置	提案事業者の実績から、閉塞防止を図った薬剤輸送管の材質・ルート及び支持を行うことで、自動ハンマリング装置の有無は提案によると理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
119	69	第2	3	(5)	工	(オ)	d			無触媒脱硝装置	「・・・濃度を5ppm以下とする。」とありますが、廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き_ごみ焼却施設(第2版)(環境省)P2.64、また、ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版(全都清)P346では、「NH3のリーク量を5ppm~10ppm以下に抑えなければならない」旨の記載があります。一般的に懸念される紫煙(NH4Cl)は10ppm以下であれば視認されないため、5ppm以下は過剰であり、費用の観点と合わせてもNH3のリーク濃度を10ppm以下とすることが合理的と考えるため、10ppm以下への見直しをお願い致します。	要求水準書のとおりとします。
120	70	第2	3	(5)	カ	(カ)	f			触媒脱硝装置	「・・・濃度を5ppm以下とする。」とありますが、ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版(全都清)P347では、「未反応NH3が10ppm以下で・・・」の記載があります。一般的に懸念される紫煙(NH4Cl)は10ppm以下であれば視認されないため、5ppm以下は過剰であり、費用の観点と合わせてもNH3のリーク濃度を10ppm以下とすることが合理的と考えるため、10ppm以下への見直しをお願い致します。	要求水準書のとおりとします。
121	72	第2	3	(6)	工	(7)	c	(b)		高温水供給設備	記載の供給熱量は、(イ)田舟の里貯湯タンクの大規模化により増加する熱量も含まれていると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
122	72	第2	3	(6)	工	(7)	c	(b)		高温水供給設備	営業時間をご指定ください。また、この冬季はどの期間かご教示願います。	田舟の里の開館時間は9時から17時、入浴時間は10時から16時30分とします。冬季は12月から翌年の3月とします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
123	72	第2	3	(6)	工	(7)	c	(d)		高温水供給設備	戻り温度は実施方針質問回答No. 73では「入札公告時に市が指定する形で示す」との回答をいただいておりますので、条件統一のため、ご指定願います。	戻り温度は、要求水準書72頁 第23(6)工(7)c(b)供給熱量に示した熱量が、田舟の里で消費される熱量になりますので、これに配管ロスを考慮して設定してください。
124	72	第2	3	(6)	工	(7)	e	(b)		高温水供給設備	全炉停止期間が提案事業者で異なる と年間の供給熱量に差が生じるため、 年間の日数をご教示願います。	全炉停止期間は、事業者にて必要な期間を見込んでください。
125	72	第2	3	(6)	工	(4)				田舟の里貯湯タンク	「現在の貯湯タンク」とは、添付資料32に記載の「THW-1」を指すのでしょうか。	お見込みのとおりです。
126	72	第2	3	(6)	工	(4)				田舟の里貯湯タンク	「高温水とは別に70度の温水を貯湯タンクに供給している。」とありますが、①供給量、②供給している時間帯をご教示願います。	田舟の里の営業日における供給量と供給時間は下記のとおりです。(R5実績) ○供給量 年間平均値：概ね15m3/日 夏場：概ね10m3/日 冬場：概ね20m3/日 ○供給時間 タンクの液位制御により、自動で供給されますが、通常の営業日では8時～17時となっています。
127	72	第2	3	(6)	工	(4)				田舟の里貯湯タンク	「大規模化による更新」とありますが、現在の貯湯タンクを利用継続した上で、田舟の里もしくは新亀田清掃センター内に新規タンクを増設する提案も可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
128	72	第2	3	(6)	工	(4)	b			田舟の里貯湯タンク	(a)容量及び(b)熱交換量の【】付き数値は、添付資料32に記載の「THW-1」を新たに更新する場合の数値と理解してよろしいでしょうか。	貯湯タンクは更新してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
129	72	第2	3	(6)	エ	(イ)				田舟の里貯湯タンク	本項の貯湯タンクは、添付資料32_田舟の里関連図の8頁、衛生設備 配管系統図に記載のある[THW1]の範囲を更新するものとし、事業者と貴市の取り合い点は、温水配管は貯湯タンクから見て耐震フレキ手前配管まで、排水配管は間接排水受け金物手前までと理解してよろしいでしょうか。	田舟の里貯湯タンクのみ更新であれば、温水配管は屋外のバルブまで更新とします。排水配管はお見込みのとおりです。更新が広範囲となる場合は、同様に明確に区切れる範囲とし、市と協議のうえ決定します。
130	72	第2	3	(6)	エ	(イ)				田舟の里貯湯タンク	田舟の里貯湯タンク及び同タンクに供給する温水配管は事業者により更新しますが、運転維持管理の範囲に入るのかご教示願います。	田舟の里への余熱供給設備に関する維持管理は、本事業の運営業務に含むものとしますが、田舟の里の設備（貯湯タンクや高圧受電設備）に関する維持管理は本事業の範囲外とします。
131	75	第2	3	(7)	ク	(ウ)	a			煙突	煙突高さGL+59mにおけるGLの標高の考え方についてご教示ください。	必要な盛土を行った後の工場棟のGLを想定してください。
132	76	第2	3	(7)	ク	(オ)	h			煙突外筒内階段	外筒内に設ける階段は「らせん階段は不可」と記載されていますが、外筒平面寸法の縮小により、要求水準書P.109に記載される「周辺地域に与える圧迫感の低減」を図るため「らせん階段」としてご提案してよろしいでしょうか。	内筒のメンテナンスや登りやすさを確保することを条件に、提案を可とします。
133	77	第2	3	(8)	ウ	(オ)	d			灰搬出装置	実施方針質問回答No.80「複数系列で交互運転とありますので、灰搬出装置は各炉系で複数系列という意図でしょうか。もしくは共通系で設置するという意図でしょうか。」に対して、「各炉ごとに複数系列を設ける必要はありません。共通系として、複数系列、交互運転を意図しています。」と回答いただきました。要求水準書においても同じ方針との理解でよろしいでしょうか。	灰搬出装置は、複数系列とし、交互運転可能なものとしますが、各炉ごとに複数系列を設ける必要はありません。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
134	77	第2	3	(8)	ウ	(オ)	d			灰搬出装置	「(オ)d 複数系列とし交互運転可能とする」とありますが、1系列で3炉分の主灰を搬出する場合には、複数系列(例：2系列/3炉)設けると理解します。 灰ピット配置計画に応じて、上流の灰冷却装置と同様に1系列/1炉(3系列/3炉)としてもよろしいでしょうか。	灰ピット配置計画に応じた提案を可とします。
135	79	第2	3	(8)	キ	(オ)	e			灰クレーン	「ガラス張り構造」について枠を伴うサッシを用いることが出来ると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
136	82	第2	3	(9)	ア	(ウ)				給水設備	「給水装置工事施工指針2023」(新潟市水道局)の適用範囲は建築設備工事に適用されるものと考えてよろしいでしょうか。 また、プラント配管は(オ)に記載のとおり「用途に適した形式、容量のものを使用」してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
137	84	第2	3	(10)	イ	(イ)				排水処理設備	マンホールの材質は重荷重用FRP製を基本とするとの記載がありますが、水槽上部にて重機等を用いるなどの作業の想定していない場所については、仕様は事業者提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	重荷重を想定しない場所では、提案を可とします。
138	84	第2	3	(10)	エ	(フ)				排水処理設備	排水処理設備の仕様および構成機器については、原水水質と処理水水質を考慮の上、事業者にて必要な処理方式および構成機器を選定することでよろしいでしょうか。	要求する仕様と同等以上であることを条件に、提案を可とします。
139	89	第2	4	(1)	ア	(コ)				共通事項	「将来的に現施設解体後の跡地利用施設を想定し、予備ブレーカー、管路等を設置する。」とありますが、想定している電圧、容量についてご教示願います。また、管路敷設に関して取り合い点をご教示願います。	予備配電設備の容量について、跡地利用が未定のためお示しできませんが、亀田清掃センター附属休憩所の運動公園と同程度の設備を想定してください。管路は西側の工事範囲との境界付近かつ、跡地整備時に掘削及び接続工事で本施設の運営に支障がない位置としてください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
140	89	第2	4	(1)	ア	(コ)				共通事項	将来的に現施設解体後の跡地利用施設を想定した、予備配電設備（予備ブレーカー、管路等）のブレーカー容量は何Aを見込めが宜しいでしょうか。また、管路とは、どこまで見込めば宜しいでしょうか	No. 139の回答を参照してください。
141	90	第2	4	(1)	ア	(ケ)				共通事項	電制信号を受けて発電機出力を抑制または遮断する制御盤を同社が設置する可能性があるため、そのスペースを確保することとありますが他の電力管内では、需要家側で準備しました。需要家側で準備することになった場合は別途精算という理解でよろしいでしょうか。	本工事に含むことになった場合は精算します。
142	90	第2	4	(1)	ウ	(カ)	c	(j)		ガス絶縁開閉装置	主要機器に転送遮断装置または単独運転検出装置の記載がありますが、電力会社との協議により必要な場合に設置するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
143	91	第2	4	(1)	ウ	(キ)	c	(b)		特別高圧変圧器	「タップ切替 負荷時タップ切替付」とのことですが、本事業と同種の施設の運用実績も踏まえ、無負荷時タップ切替付を提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
144	91	第2	4	(1)	ウ	(キ)	c	(b)		特別高圧変圧器	負荷時タップ切替付となっていますが、電力会社との協議により必要な場合に設置するという理解でよろしいでしょうか。	No. 143の回答を参照してください。
145	91	第2	4	(1)	ウ	(キ)	c	(b)		特別高圧変圧器	当社実績において負荷時タップ切替器の使用は殆ど無く、運用に支障もきたしておりません。またメンテナンス費用も負担となる為、無負荷タップ切替器の採用を認めていただけないでしょうか。	No. 143の回答を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
146	92	第2	4	(1)	エ	(ウ)	d	(a) (c) (e)		高圧配電盤	「(a)プラント動力盤、(c)プラント共通動力盤、(e)非常用プラント動力盤」とありますが、(a)プラント動力盤、(c)プラント共通動力盤、(e)非常用プラント動力盤は、それぞれの負荷電力容量に応じて統合する提案をしてもよろしいでしょうか。	特記事項に記載のとおり、提案を可とします。
147	92	第2	4	(1)	エ	(ウ)	e	(c)		高圧配電盤	「田舟の里電源分岐盤及び将来施設電源分岐盤には、電力量計（認定品）を設置する」とありますが、精密級の電力量計を設置することによろしいでしょうか。	電力量計の精度の指定はありませんので、適切な設備を提案してください。
148	92	第2	4	(1)	エ	(ウ)	d	(f)		高圧配電盤	進相コンデンサについて、コンデンサ主幹盤を設置しなくてもメンテナンス上問題ないと考えますので、高圧母線に進相コンデンサ盤を直接接続する構成をお認めいただけないでしょうか。	メンテナンス上問題がないことを前提に提案を可とします。
149	93	第2	4	(1)	エ	(カ)	d	(a) (b) (e)		変圧器盤	「(a)プラント動力用変圧器、(b)プラント共通動力用変圧器、(e)非常用プラント動力変圧器」とありますが、(a)プラント動力用変圧器、(b)プラント共通動力用変圧器、(e)非常用プラント動力変圧器は、それぞれの負荷電力容量に応じて統合する提案をしてもよろしいでしょうか。	特記事項に記載のとおり、提案を可とします。
150	94	第2	4	(1)	オ	(7) (4)	d d	(e) (f)		低圧配電設備	「非常用切替器（常用－発電）」は、非常用発電機が高圧の場合、不要と理解してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
151	94	第2	4	(1)	オ	(7)	d	(e)		低圧配電設備	主要機器に非常用切替器（常用－発電）がありますが、非常用発電機が低圧の場合に設置するという理解でよろしいでしょうか。	No. 150の回答を参照してください。
152	96	第2	4	(1)	カ	(オ)				現場操作盤	現場操作盤ですが、本事業と同種の施設でも多数納入実績のある、アルミダイカスト製を採用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
153	96	第2	4	(1)	キ	(7)				非常用発電機	「通常立上げ時の活用及びピークカットへの活用については、・・・提案することを可とする。」とありますが、添付資料16の環境影響評価書では、本装置から発生する排ガスについての環境への影響が評価されていません。 よって、本装置は「常用」扱いではなく、大気汚染防止法に基づくばい煙の排出基準が適用されない「非常用発電設備」扱いでのみ提案が可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。関係法令及び基準に合致することを条件に提案を可としています。
154	98	第2	4	(1)	キ	(7)	d	(c)	v)	非常用電源設備	主要機器に自動力率調整装置がありますが、非常用発電装置に自動力率調整機能が無い場合は、設置しないことをお認めいただけないでしょうか。	運用上問題がないことを前提に提案を可とします。
155	98 99	第2	4	(1)	キ	(イ) (ウ)				無停電電源装置 直流電源設備	(イ)無停電電源装置と(ウ)直流電源設備について、蓄電池・充電器を共有する一体型の提案をしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
156	98	第2	4	(1)	キ	(イ) (ウ)				無停電電源装置 直流電源設備	無停電電源装置・直流電源装置の蓄電池は兼用とすることは可能でしょうか。	No. 155の回答を参照してください。
157	98 99	第2	4	(1)	キ	(イ) (ウ)				無停電電源装置 直流電源装置	無停電電源装置、直流電源装置は蓄電池を共用とする複合型システムの提案をお認めいただけないでしょうか。	No. 155の回答を参照してください。
158	100	第2	4	(1)	シ					電力監視設備	「・・・電力監視用に画面を確保し、2重化とする。」とありますが、専用モニタを2台設置すると理解してよろしいでしょうか。	専用モニタを2台設置する必要はありませんが、電力監視用に専用のモニタを設けてください。
159	101	第2	4	(2)	イ	(ウ)	j			建築設備関係 運転制御	建築設備関係のDCS等はプラントとは別のシステムとして宜しいでしょうか。	建築設備関係の運転制御はプラント設備とは別の制御とすることで良いですが、プラントの運転に係る発報等がある場合は、連携してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
160	104	第2	4	(2)	ウ	(ウ)	c	表2-25		ITV装置	表2-25 モニタ設置場所リスト(工場棟)(参考) 中央制御室 「10台以上25インチワイド以上」とありますが、面積が4倍の50インチワイドを3台とする提案をしてもよろしいでしょうか。	モニタの視認性が問題ないことを条件に、提案を可とします。
161	104	第2	4	(2)	ウ	(ウ)	b	表2-26		ITV装置	表2-26 モニタ設置場所リスト(管理棟等)(参考) 計量事務室 「20インチワイド以上」とありますが、43インチワイドを2台とする提案としてもよろしいでしょうか。	モニタの視認性が問題ないことを条件に、提案を可とします。
162	106	第2	4	(2)	カ	(カ)	e			計装用空気圧縮機	計装用空気圧縮機の騒音対策として、吸気ラインへの消音器の設置、低騒音型機種を採用、専用室または防音処理された場所への設置のご要求がございます。計装用空気圧縮機は専用室に設置する計画ですが、それ以外の騒音対策については、機側1mにて80dB以下とすることを前提に事業者にて選定させていただけないでしょうか。 また、吸気ラインに清浄器設置のご要求がございますが、エアクリーナ内蔵型の機種を選定する等、ダスト・水滴の除去方法は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可としますが、詳細は受注者との協議により決定します。
163	108	第2	5	(2)	ア	(ア)				全体計画	二方向避難について、工場棟と管理棟を分け渡り廊下で接続する場合、棟をまたいだ二方向避難も可能と理解してよろしいでしょうか。	実施設計図面を基に、各種法令等を踏まえて判断されるため、現段階で回答できません。
164	108	第2	5	(2)	ア	(ア)				全体計画	「見学者通路も準居室扱い」の記載について、二方向避難の確保のみで、採光、排煙、換気、内装制限等については、建築基準法の「非居室」扱いと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
165	108	第2	5	(2)	ア	(ツ)	a b			全体計画	記載されている各幅員については、有効寸法として確保すべき範囲をご教示願います。 建築基準法施行令23条3項に基づく有効寸法を確保するものと理解よろしいでしょうか。 あるいは壁～壁間でしょうか。もしくは手摺～手摺間でしょうか。	関係法令に基づいて判断してください。
166	108	第2	5	(2)	ア	(ツ)	c			全体計画	かごサイズについて・かごサイズ「1500x2500以上」は、乗用25人乗り等となりますが、サイズを優先よろしいでしょうか（15人乗りでは寝台になる）。	お見込みのとおりです。
167	108	第2	5	(2)	ア	(ツ)	b			階段	(ツ)b 階段(a)～(d)の仕様は、市職員、来客者、施設見学者動線として常時使用する階段の仕様のこと、見学者が避難時にしか使わない階段の場合は、仕様に該当しないと考えるに宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
168	109	第2	5	(2)	ア	(テ)				居室騒音基準 (目標値)	「本施設の機器に起因する居室騒音・・・」との記載について、PNC評価は空調騒音などの騒音を対象とした居室に対する評価であるため、居室に設置されていないプラント機器に起因する騒音は対象外とさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
169	111	第2	5	(2)	ウ	(ホ)	表2-28			書庫	書庫は60㎡以上、可動式書棚とありますが（諸室面積の半分程度の範囲）とありますが、室面積を広く確保し、同程度の収納スペックの固定式書棚を提案させていただくことは可能でしょうか。	提案を可とします。
170	111	第2	5	(2)	ウ	(ホ)	表2-28			見学ホール	見学者ホールの概要欄に「補助的な避難所として活用」とありますが、指定避難所ではなく、補助的な活用になりますでしょうか。避難者の想定人数をご教授下さい。	避難所の種類はお見込みのとおりですが、今後、周辺避難所の状況によっては、指定避難所となる可能性があります。 避難スペースについては、見学者ホールや会議室、見学者通路の一部を転用することを想定し、150人程度の収容を見込んでいます。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
171	112	第2	5	(2)	ウ	(ネ)	表2-28			構内散水栓・洗面台	構内散水栓・洗面台 散水用、手洗い用とありますが、屋外で必要と考える箇所に計画し、設置すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
172	115	第2	5	(2)	キ	(イ)	d	表2-29		建築仕上げ表(工場棟)	「ピット側の窓ははめ込み式」と記載があり、要求水準書(案)のはめ殺しから変更となっていますが、はめ込み式とはめ殺しは同義と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
173	118	第2	5	(2)	ク	(ス)	a			電気室	天井部を二重構造にするなどの対策をし、上階で水を使用しても水害の影響のない位置に計画してもよろしいでしょうか。	十分な対策を講じることを条件に、提案を可とします。
174	118	第2	5	(2)	ケ		c			変電所	「電力会社が要望する制御盤等の増設スペースも確保する。」と記載がありますが、条件統一のため、増設スペースの設計条件(必要面積等)をご提供願います。	現時点で詳細は未定です。電気事業者との協議により決定します。
175	119	第2	5	(2)	コ		表2-32			施設見学者	予定する施設見学者が表2-32に記載されていますが、想定されている年間入場者数をご指定願います。	全体的見学者数は設定できません。参考に、主要な見学者である小学校の社会科見学の実績(直近はコロナの関係で人数が不規則なため、令和元年度)を示します。 亀田清掃センター：3,493人 豊栄環境センター：467人
176	120	第2	5	(3)	ア	(7)	d			一般事項	圧密沈下検討や周辺施設の引込沈下対策等の資料がありましたらご提示いただけないでしょうか。	添付資料6において示している地質調査結果以外の資料はありません。提示条件を踏まえて造成、配置計画等を検討してください。
177	120	第2	5	(3)	ア	(7)	d			一般事項	施設稼働後の許容残留沈下量は何年で何cmと想定したらよろしいでしょうか。	No. 176の回答を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
178	120	第2	5	(3)	ア	(7)	e			一般事項	「本工事では、必要な舗装等の撤去を行う。」とありますが、添付資料28によると仮設道路は亀田清掃センターの運用に必要なものと推察します。事業者の判断で撤去範囲、及び撤去時期を定めてもよろしいでしょうか。	本工事着手前に、前面道路の通行止めが解除され、元の搬入動線に戻すため、現施設の運営において仮設道路は使用しません。建設用地内の仮設道路について、工事着手前にフェンスやガードレール、案内板等は撤去しますが、それ以外は本工事で撤去してください。 なお、本工事期間中に建設用地内の仮設道路を仮設用地として使用することは差し支えないため、事業者にて撤去の時期を計画してください。
179	120	第2	5	(3)	ア	(7)	f			一般事項	「雨水は山崎排水路への放流」とありますが、放流の計画をするため、山崎排水路のHWLや、添付資料12に掲載の接続排水管の構造・レベル等の仕様をご提示いただけないでしょうか。	山崎排水路のHWLは、TP-1.16m程度です。田舟の里の雨水排水は、要求水準書123頁に示すとおり、本施設とは別系統となるため、接続箇所はありません。
180	121	第2	5	(3)	ア	(I)	e			掘削工事	地中障害物が確認された場合における撤去費用は市の負担とのことですが、撤去費用に加えて追加工事費用が合理的に生じる場合には、当該費用の負担者につき協議させていただけるということによろしいでしょうか。	予期しない地中障害物により追加工事等が必要となる場合には協議を行います。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
181	121	第2	5	(3)	ア	(I)	e			掘削工事	<p>本敷地内で解体済みの旧工場において、炉室・排ガス処理室に当たる部分の基礎・杭関係の資料が、入札資料に添付されていません。当該基礎・杭が実施工事にて確認された場合も「予期しない地中障害物」として取り扱い、撤去となる場合は、その費用は貴市のご負担とし、工期についてはご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書（添付資料含む）に対し、杭等の地下構造物の位置、数量が異なる場合の対応を以下示します。</p> <p>1 既存杭等の位置が、要求水準書（添付資料含む）で想定していた場所と異なる場合の精算の有無 精算は行いません。</p> <p>2 既存杭等の数量が、要求水準書（添付資料含む）で想定していた数量と異なる場合の精算の有無（建屋が立地している範囲） 精算は行いませんが、大きな乖離がある場合は合理的な範囲で市が費用を負担し、工期については協議により方針を定めます。</p> <p>3 既存杭等の数量が、要求水準書（添付資料含む）で想定していた数量と異なる場合の精算の有無（建屋が立地していない範囲） 合理的な範囲で市が費用を負担し、工期については協議により方針を定めます。</p> <p>なお、現在配布している添付資料33において、図面間での寸法の不整合等があるため、添付資料33一式を変更するものとし、変更版の添付資料33に合わせて要求水準書「第2 6 解体工事仕様」の関連部分も読み替えるものとしします。</p> <p>また、工事に際しては、既存杭等の地下構造物の位置に関し、施工時の誤差等を含め、想定外の事象（例：図面と実際の杭施工位置が異なり、施工が途中で停止する）を回避するため、解体工事着手前や、地上部から残地高さまで掘削を進めた以降に必要な試掘等を行い、実際の地下部解体対象物の数量及び位置等の把握を行うとともに、要求水準書130頁に示す解体工事施工計画書を作成してください。</p>

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
182	121	第2	5	(3)	ア	(エ)	f			掘削工事	「工事範囲の北側の一部の埋設廃棄物は、飛散防止対策を行い産業廃棄物または特別管理産業廃棄物として処分する」とありますが、この範囲以外で埋設廃棄物があった場合は、予期しない地中障害物として、その撤去処理費用は貴市のご負担と理解してよろしいでしょうか。	想定する範囲外で埋設廃棄物が生じた場合は、市と協議を行い合理的な範囲で市が費用を負担します。
183	121	第2	5	(3)	ア	(オ)	a			土壌汚染対策法に係る事項	「形質変更時要届出区域として指定されている」範囲を確認できる図をご提示願います。	添付資料7に示す砒素の溶出量が基準を超過した範囲です。
184	123	第2	5	(3)	イ	(イ)	b		(d)	構内雨水集排水設備工事	「田舟の里の雨水排水は、別系統で山崎排水路に放流しており、本施設稼働後も同様とする」とありますが、添付資料11に示される許容放流量0.062m ³ /sは田舟の里も含めた敷地面積2.93haに対する流量のため、本工程対象範囲の許容放流量は敷地面積2.93haから田舟の里の面積を除いた面積にて決定する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
185	123	第2	5	(4)	ア					空気調和設備工事	一般室の屋内温湿度条件は「建築設備設計基準」により夏期26℃・冬季22℃としてよろしいでしょうか。	夏季28℃、冬季20℃としてください
186	124	第2	5	(4)	ア	(キ)				空気調和設備工事	「温湿度条件は・・・」とありますが、除湿は空調室内機に付属している機能を使用し、加湿に関しては可搬式と理解してよろしいでしょうか。	本記載は、設計条件についての記載であり、空調設備に加湿機能を求めるものではありません。
187	124	第2	5	(4)	ア	(ク)				空気調和設備工事	電気室の外気導入は砂塵や雨・雪等機器への悪影響が大きい為、外気は最低限とし徐熱は空調機にて行う等、諸室条件に応じて事業者提案とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
188	124	第2	5	(4)	イ	(7)				換気設備工事	「居室は原則として24 時間換気とし、書庫、倉庫等の諸室も温度、湿度センサーの自動制御により換気を行う」とありますが、書庫や倉庫等の温湿度条件の無い諸室は自動制御による換気は不要と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
189	125	第2	5	(4)	カ	(I)				エレベータ設備工事	停電や地震等の災害時に対応できる機種とは、具体的には、停電や地震時に最寄り階に着床し、かごから避難できる機能と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
190	125	第2	5	(4)	カ	(I)				エレベータ設備工事	「停電や地震等の災害時に対応できる機種とする」と記載がありますが、以下のどちらの仕様かご指示ください。 ・停電や地震等の際に最寄り階へ着床する仕様 ・非常用電源へ接続して通常通り稼働できる仕様	No. 189の回答を参照してください。
191	126	第2	5	(5)	ア	(オ)				動力設備	「床面に機器、盤類を据え付ける場合は、コンクリート基礎を設ける」と記載がありますが、電気室などフリーアクセスを採用する場合、コンクリート基礎の代わりに鋼製架台を基礎としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
192	126	第2	5	(5)	イ	(ケ)				電灯設備工事	外灯は、構内道路及び建設用地北側の市道南6-179号、田舟の里の東側道路沿いに25m間隔を標準として設置する。とありますが、道路沿いの外灯に関して、施設外周が植栽帯の場合は構内道路外周側に設置すると解釈してよろしいでしょうか。	極力道路沿いに設置することとしますが、詳細は受注者との協議により決定します。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
193	128	第2	5	(5)	ウ	(カ)				避雷設備	煙突上部及び施設上部に建屋の全体(付帯建屋を含む)を保護するように避雷設備を設置するとありますが、工場棟とは独立した建屋は建築基準法及び消防法で設置義務が無ければ、設置不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
194	129	第2	5	(2)	ウ	(シ)				急速充電設備	来場者用の急速充電設備について、利用者より料金徴収するお考えでしょうか。また、料金徴収はする場合はどのように行うこととお考えでしょうか。	料金徴収は行いません。
195	129	第2	5	(5)	ウ	(ス)				田舟の里の電源切替工事	高圧受電設備一式更新は、キュービクルの二次側配線、接地極、基礎、電路等、可能なものは既設流用してよいと理解してよろしいでしょうか。	田舟の里屋内の分電盤までの二次側配線及び接地極は更新とします。基礎、電路については流用を可とします。
196	129	第2	5	(5)	ウ	(ス)				田舟の里の電源切替工事	高圧受電設備一式更新とありますが、更新する設備の設置場所をご指示ください。	添付資料32を参照し、既設の位置付近を基本として計画してください。
197	130	第2	6							解体工事仕様	入札公告での公表資料に記載された以外から建設工実施中に埋設物等が発見された場合には、当該埋設物等の撤去費用やこれに伴う増加費用については、協議の上にて、貴市にて負担していただくと理解してよろしいでしょうか。	提示した資料から推察できず、予期しない地中障害物等の対策費用及び工期は協議を行い、合理的な範囲で市が費用を負担します。
198	130	第2	6	(1) (2)	アイ					解体撤去範囲基礎杭の解体撤去	基礎・地下部・基礎杭の詳細が不明である施設において、新設工事の施工に支障をきたした場合の対策費用は、要求水準書にて数量、仕様等の詳細記載があるものを除き、貴市のご負担と理解してよろしいでしょうか。	No. 181の回答を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
199	131 132	第2	6	(2)	イ	表2-36、 表2-37					表2-36に「解体撤去する既存建築物」・表2-37に「基礎杭の種類及び本数」が記載されていますが、表中に詳細不明・不明の記載があり、費用計上ができません。 これらはP121 (I)掘削工事 e項に記載されている「市と協議の上、撤去となった場合には、その撤去費用は市の負担とし、工期については協議を行う。」ものと理解してよろしいでしょうか。	No.181の回答を参照してください。なお、予期しない地中障害物が確認された場合の対応は、ご質問にある項の記載内容に応じた対応を行います。
200	132	第2	6	(2)	カ					石綿事前調査	石綿含有建材の事前調査を行い、調査の結果石綿含有があった場合の撤去処理費用は、貴市のご負担と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
201	133	第3	1	(1)	オ	(カ)				市の業務範囲	施設見学者への対応業務とありますが、見学者対応は行政、議会、小学生の社会科見学及び一般含め全て貴市でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
202	134	第3	1	(2)	エ	表3-1				用役等条件	実施方針質問回答No.132にて「アンシラリーサービス料金の負担は市様」と回答いただきましたが、負担は市様との理解でよろしいでしょうか。	アンシラリーサービス料金の負担は市の所掌とします。
203	134	第3	1	(2)	エ					用役等条件	「表3-1 用役等条件」の「電力」において、「運営事業者が電力事業者と契約を行い」とありますが、電力の契約先は運営事業者で選定できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
204	135	第3	1	(2)	シ					周辺施設整備等への協力	運営事業者は、建設用地内及び周辺で市等が行う事業等に対し、市の要請に基づき協力するとありますが、現時点で想定している要請、協力事項ありましたらご教示願います。	現時点で具体的な想定はありませんが、イベント開催時の駐車場使用への協力等が考えられます。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
205	135	第3	1	(2)	ス					市の検査	立ち入り検査への協力について具体的内容がございましたらご教示願います。 運転計画や維持管理計画の変更等が生じない範囲で検査を計画いただけると理解してよろしいでしょうか。	現時点で具体的な検査内容は未定ですが、運転計画や維持管理計画の変更等が生じない範囲で計画します。
206	137	第3	1	(2)	ソ					保険	全国市有物件災害共済など、貴市にて加入される保険がございましたらご教示願います。	建物総合損害共済への加入を予定しています。
207	137	第3	1	(4)	イ	(イ)				運営期間終了後の運営方法の検討	「新たな運営事業者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する運営事業者が所有する資料の開示」に協力するとありますが、資料の開示は運営事業者の知的財産やノウハウを除くと理解してよろしいでしょうか。	運営事業者の知的財産やノウハウについては配慮しますが、本施設は市の所有する施設であり、資料の提供にご協力ください。
208	137	第3	1	(4)	イ	(ウ)				運営期間終了後の運営方法の検討	「運営期間終了時に本施設の運営に必要な用役を補充し、規定数量を満たす」とありますが、規定数量とは各薬剤貯槽を満たした状態と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
209	138	第3	1	(4)	イ	(オ)				運営期間終了後の運営方法の検討	「運営期間終了後の運営業務に関する委託料は運営期間中の委託料に基づいて決定する」とのことですが、事業継続に必要となる基幹的整備などは別途計画されると理解してよろしいでしょうか。	必要に応じて検討を行います。
210	138	第3	1	(4)	イ	(オ)				運営業務に関する委託料の開示	運営業務に関する委託料に関し、「運営期間中の次の事項に関する費用明細及び運営期間終了翌年度の諸実施計画を事業終了の12 か月前までに提出する。」とありますが、e 運営期間中の財務諸表を毎年提出するため、これにて代替することは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
211	139	第3	2	(1)		(オ)	表3-3			全体組織計画	表3-3記載の資格はあくまで参考であり、事業者の判断により運営に必要な資格者を配置させて頂くことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
212	140	第3	2	(4)		(ア)				施設警備・防犯	「(ア) 運営事業者は、本施設の警備・防犯体制を整備する。」とありますが、警備の中に機械警備は含まれるのでしょうか。	機械警備を含みます。
213	140	第3	2	(4)		(イ)				施設警備・防犯	夜間、休日の来場者とは、具体的にどのようなケースを想定すべきか人数や目的などをご教示願います。	災害発生時等の一時避難者を含みますが、限定するものではありません。通常は夜間、休日の来場者を想定していないため、必要性が生じた場合に対応すると理解してください。
214	141	第3	3	(2)		(イ)				運転条件	日曜、祝日又は時間外であっても搬入を行った際に発生する残業代などの費用については、別途協議の上、精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事象に応じた協議は行います。
215	141	第3	3	(2)		(キ)				運転条件	新田清掃センターの全休炉停止時期11月を考慮する必要があるとの記載ですが、新田清掃センターの全休炉時でも新田清掃センターの受入れは通常と同じく受入れを継続しており、新田清掃センター分を新亀田清掃センターで受入れることはないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
216	141	第3	3	(3)	ア	(1)				受付管理	「直接搬入車両において混載の場合は、最も重量が重いと考えられる品目で計量する。」とありますが、その判断は計量棟での搬入時点での目視での判断でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
217	141	第3	3	(3)	ア	(1)				受付管理	受付方式について、実施方針の質疑No43で「依頼書については、将来の運用（廃止や様式の変更等）を検討し、変更が見込まれる場合は、入札公告時に方向性を示す予定です」とあります。 今回の公告資料には「依頼書」に関する記載はございませんので、現在の運用を変更することなく、引き続き「依頼書」を用いた受付を実施すると理解してよろしいでしょうか。	No.65の回答を参照してください。
218	142	第3	3	(3)	イ	(7)				料金徴収代行	料金徴収代行業務は再委託可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
219	142	第3	3	(3)	イ	(7)				料金徴収代行	料金徴収業務において発生する釣り銭については、貴市にてご用意いただけると理解してよろしいでしょうか。	事業者にて用意してください。
220	142	第3	3	(3)	イ	(1)				料金徴収代行	キャッシュレス決済会社各社に支払う手数料は貴市負担でよろしいでしょうか。	No. 66の回答を参照してください。
221	142	第3	3	(3)	イ	(1)				料金徴収代行	実施方針質問回答No. 143にて「キャッシュレス決済の導入の可否や手数料の負担等は、入札公告時に示します。」とありますが、手数料の負担について内容が示されていないため、ご教示願います。	No. 66の回答を参照してください。
222	142	第3	3	(3)	イ	(1)				料金徴収代行	キャッシュレス精算分については、貴市と運営事業者で協議するとの記載がございますが、市民がキャッシュレス利用する際に発生する手数料については、貴市負担との認識でよろしいでしょうか。運営事業者負担となる場合には、見積精度向上のため、年間のキャッシュレス利用者数をご教示願います。	No. 66の回答を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
223	142	第3	3	(3)	イ	(1)				料金徴収代行	「引渡し方法の詳細は、市と運営事業者で協議する」とあります。実施方針の質疑No142で「処理手数料の引渡し方式は、払込書による市の指定口座への払込みとします」と回答をいただきます。その場合、想定している振込頻度をご教示ください。	搬入日毎に、翌営業日に払い込みをしていただきます。
224	142	第3	3	(4)		(I)				搬入管理	金属類は市が資源化業者へ売却するとありますが、業者の確保や売却手続きは貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
225	142	第3	3	(4)		(オ)				搬入管理	「フロンを冷媒ごとに回収」とありますが、冷媒の種類により対応可能なフロン回収装置が異なるため、本事業における回収する冷媒の種類をご教示願います。また「フロン回収用タンクの手配」は貴市の所掌とのことですが、事業者にて採用するフロン回収装置に合わせたタンクを手配いただけるとの解釈でよろしいでしょうか。	冷媒の種類は下記とし、それ以外の冷媒については、市で別途回収業務を発注します。 ・R12 ・R22 ・HFC134a また、回収装置に合わせてタンクを手配します。
226	142	第3	3	(4)		(オ)				搬入管理	フロンを冷媒ごとに回収とありますが、冷媒種類毎に回収機が異なりますので、回収ガスの種類をご教示願います。	No. 225の回答を参照してください。
227	142	第3	3	(4)		(オ)				搬入管理	フロンを冷媒ごとに回収とありますが、当該業務については貴市の承諾を得た上で委託することは可能との理解でよろしいでしょうか。	委託は可能ですが、回収費と処理費が不可分一体となるケースも考えられますので、処理費の負担も含めて協議を行います。また、委託により回収装置を設置しない場合においても設置スペースの確保は必要です。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
228	142	第3	3	(4)	-	(キ)				搬入管理	「市が搬入検査を実施する際に、車両誘導やダンピングボックス操作等の必要な協力をする事」とありますが、想定している搬入検査の実施頻度（一月あたりの実施頻度、一回あたりの実施台数）をご教示ください。	搬入検査は、現在、亀田清掃センター、新田清掃センターのいずれかで月に1度程度実施しています。今後について、実施の有無や頻度は決まっておりませんが、現在の搬入状況から、実施する場合も現在より頻度が多くなることは想定していません。
229	142	第3	3	(4)		(キ)				搬入管理	「市が搬入検査を実施する際に、車両誘導やダンピングボックス操作等の必要協力をすること。」とありますが、搬入検査の頻度（〇回/月等）の想定があればご教示願います。	No. 228の回答を参照してください。
230	143	第3	3	(5)		(イ)	表3-4			搬入物、搬出物の性状分析等	悪臭の分析内容は臭気指数のみと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
231	143	第3	3	(5)		(イ)	表3-4			搬入物、搬出物の性状分析等	悪臭の測定地点数について、ご指定がありましたらご教示下さい。	風上、風下の2地点を基本とします。
232	143	第3	3	(5)		(イ)	表3-4			搬入物、搬出物の性状分析等	主灰と飛灰処理物の重金属含有量の分析項目は表2-17の8項目でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
233	143	第3	3	(5)		(イ)	表3-4			搬入物、搬出物の性状分析等	騒音、振動の分析は不要と理解して宜しいでしょうか。必要な場合は、想定される測定地点数と頻度をご教示ください。	騒音、振動の分析は不要です。
234	143	第3	3	(9)						処理困難物及び処理不適物の一時貯留	「運営事業者は、本施設にて発見された処理困難物及び処理不適物を市が指示する状態で適切に一時貯留する。」とありますが、貴市が指示する状態をご教示願います。	処理困難物、処理不適物について、直接搬入受入ヤードにおける保管品目の選別区分に適さないものが発見された場合は、市と協議のうえ、保管場所を決定することとしますが、多量に出ることは想定されないため、プラットホームや直接搬入受入ヤードで保管することとさせていただきます。
235	147	第3	4	(1)	ア	(7)	a			備品・什器・物品・用役の調達	計量用のICカードについて、想定の実績枚数をご開示願います。	年間で150枚程度とします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
236	147	第3	4	(1)	ア	(7)	f			備品・什器・物品・用役の調達	運営事業者は、「表 2-28 各施設の建築物に係る諸元(参考)」を参考に、運営に必要な備品・什器類を調達する。との記載がございますが、調達にあたって購入ではなくリースすることは可能でしょうか。	リースでの調達は不可とします。
237	147	第3	4	(1)	ア	(7)	f	(b)		備品・什器・物品・用役の調達	「市が調達する備品・什器類」に「防災用備蓄倉庫の防災用備品、棚等」とあります。事業者が手配する防災用備品は運転員のみであり、避難者・見学者用の防災用備品は貴市にて手配いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	避難者・見学者用の防災用備品は本市で手配します。
238	147	第3	4	(1)	ア	(7)	f	(b)		備品・什器・物品・用役の調達	防災用備蓄倉庫に保管する防災用備品は貴市にてご準備される計画ですが、想定する防災備蓄の品目と数量をご教示ください。	詳細は未定ですが、品目は、市HP https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/bosai_taisaku/index_koujo/saigaibichiku/bitiku.html を参考にしてください。
239	151	第3	4	(9)	ア	(ウ)				建築物等の保守管理	「建築物の資産価値の維持を図る」とは、故障や著しい汚損がない状態を維持すると理解してよろしいでしょうか。	本施設を適切な状態で長期間維持することとします。
240	151	第3	4	(9)	ア	(オ)				建築物の保守管理	AEDの耐用期間が過ぎた場合には運営事業者で更新するとの記載がございますが、耐用年数を管理する条件でリース品の採用は可能でしょうか。	提案を可とします。
241	154	第3	6	(1)	ウ	(イ)				電力の取り扱い	「市は、運営期間を通じ、電気事業者と本施設の売電に係る契約を締結する。運営事業者は売電に係る計画、実績等のデータ提供に協力する。」とありますが、この2点以外の付随業務は貴市の業務所掌との理解でよろしいでしょうか。	市は、電気事業者と本施設の売電に係る契約を締結しますが、運営事業者は売電に係るデータ提供等必要となる事項に協力してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
242	158	第3	9	(2)						除雪	除雪した雪の捨て場として北、東側の水路及び既設工場跡地等を利用して頂いてもよろしいでしょうか。	水路は不可とします。 既設工場跡地は状況によっては利用可能ですが、解体工事中や跡地利用施設の整備工事中、また、跡地利用施設によっては、利用できない場合もあります。
243	159	第3	9	(3)	ウ	(1)				植栽管理	「業務に伴って発生する枝木、刈芝等は、原則としてリサイクルする」とありますが、既設ではどのような対応をされているのか、運営事業者の対応内容の詳細をご教示いただきたく、お願いします。	既設では、民間の資源化施設でリサイクルしています。
244	159	第5	9	(5)		(カ)				市民への対応	近隣住民の避難は何人程を想定しているのでしょうか。 また貴市にて避難者を本施設と田舟の里に振り分ける計画でしょうか。	No170の回答を参照してください。 田舟の里の利用については、災害・被災の状況に応じて判断します。
245	160	第3	10	(1)	オ					余剰電力の売電業務	「市は、余剰電力の売電を行い、市の収入とする。」とありますが、アンシラリーサービス料金の負担は貴市所掌との認識でよろしいでしょうか。	No. 202の回答を参照してください。
246	添付資料2									現況配置図	(敷地境界が正しいと考えられる) 本配置図のCADファイルのご提供をお願い致します。	ご要望のデータはありません。
247	添付資料3									工事範囲	敷地北側に設ける山崎排水路への放流管や、東側・南側で更新もしくは補修する排水側溝は、示される範囲外に位置しますが本工事の範囲内と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
248	添付資料7									土壌調査資料	1区画ヒ素が溶出した範囲が示されますが、本資料に示される以外の汚染が確認された場合、費用及び工期はご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	本資料に示す調査範囲については、土壌調査実施済みのため調査は不要と考えています。 田舟の里建築物周辺については、要求水準書第2 5 (3) ア(オ) bを参照してください。
249	添付資料13									山崎排水路計画平面図	可能であれば「添付資料13 山崎排水路計画平面図」のCADデータをご提供いただけますでしょうか。	添付資料の配付希望届を提出した事業者に送付します。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
250		添付資料21								工事での利用可能範囲	<p>工事での利用可能範囲の土地について、土地にある樹木の伐採、伐根、剪定は可能と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>またその場合、伐採、伐根した樹木は復旧（植樹）の必要は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>基本的に伐採、伐根、剪定は可能で、復旧の必要はありませんが、桜の木について大規模な伐採や伐根は不可とします。</p> <p>なお、本資料に示す土地（現グラウンド利用者駐車場を含む）を使う場合、その用地の管理は事業者となります。</p> <p>また、要求水準書P29(6)ウ(コ)に示す現施設内で無償貸与する用地の資料を本資料に追加し、添付資料の配付希望届を提出した事業者に送付します。</p>
251		添付資料21								工事での利用可能範囲	<p>工事で利用可能な各対象用地について、地表面強化のため必要に応じて砕石等を敷き転圧するなどし、対象用地間の高低差に対してはスロープを設置するなどしての整備を想定しています。</p> <p>その場合、工事終了後返却の際に現況の地盤高に復旧しますが、地表面に敷いた砕石については、不陸なく敷きならし残置させてもよろしいでしょうか。</p> <p>また、対象敷地から工事敷地へのアプローチとして、対象用地西側道路に向けての仮設昇降路を設けてもよろしいでしょうか。</p> <p>なお、設置する昇降路は鋼製仮設材で組み立て、工事終了後は撤去し現状復旧を行います。</p>	<p>砕石等について、その後の施設管理において支障がないと判断できる場合は、残置を認めます。</p> <p>また、仮設昇降路の設置も可としますが、設置場所、設置方法等については、協議により決定することとします。</p>
252		添付資料21								工事での利用可能範囲	<p>運営期間において、メンテナンス繁忙期等に限定して仮設置場や駐車場として一部貸与いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>添付資料に示す範囲の今後の利用方法が未定のため、建設用地内で確保してください。</p>
253		添付資料23								通信会社の鉄塔に関する資料	<p>特別高圧鉄塔について、現段階での予定位置と建設工事期間をご教示ください。</p>	<p>詳細は電力会社との協議により決定しますが、引込鉄塔は建設用地外に設置するものをご理解ください。工事期間は、表1-1 事業スケジュール（案）に示す受電開始日までに、引込鉄塔の工事は完了するものをご理解ください。</p>

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
254		添付資料23								通信会社の鉄塔に関する資料	工事範囲に特別高圧鉄塔（予定）の記載がありますが、新設される鉄塔は工事範囲外に設置されるのものと理解してよろしいでしょうか。	No. 253の回答を参照してください。
255		添付資料28								仮設道路工事図	可能であれば「添付資料28 仮設道路工事図」のCADデータをご提供いただけますでしょうか。	添付資料の配付希望届を提出した事業者に送付します。
256		添付資料30								土壌調査	P. 60より土壌汚染に関する調査計画が示されていますが、前期調査の結果は「添付資料7」に示されていると理解してよろしいでしょうか。また、後期調査を実施する予定があれば実施時期をご教示いただけないでしょうか。	前期調査の結果については、お見込みのとおりです。 後期調査は実施していません。田舟の里建築物周辺は、本工事において必要な土壌調査を行ってください。 なお、調査において、地歴調査については既存資料を流用可能です。
257		添付資料32								田舟の里関連図	「添付資料32 田舟の里関連図」に関して、可能でしたら田舟の里の立面図、断面図、矩計図、屋根伏図をご提示いただけないでしょうか。	添付資料の配付希望届を提出した事業者に送付します。
258		添付資料33								旧亀田焼却場図面	新設工事に際し、ご提示の旧亀田焼却場図面から平面的に存在すると思われる旧建物について、図面の欠損や不足から詳細が不明な杭や地下構造物が残置されていることが判明した場合は、P121（3）ア（エ）eに記載の「予期しない地中障害」と同等の取扱いがされるとの理解でよろしいでしょうか。 また、この場合は入札説明書別紙5測量・地質調査リスクの「事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの」であっても、リスク負担は事業者ではなく貴市となると考えてもよろしいでしょうか。	No. 181の回答を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
259	新規										<p>新亀田焼却場の高温水供給設備の計画の参考及び運動公園等の解体工事時に現亀田焼却場のインフラ（上水、排水、電力、通信、ガス等）への影響が無いか確認するために、現亀田焼却場の図面をご提示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>上水：下記を参照してください。 ・添付資料4 P43給排水設備平面図「給水管」 ・添付資料10 ・添付資料32 P29「給水配管」 排水：現施設からの排水は、直接北側の山崎排水路に放流しているため、運動公園内の配管はありません。 電力：現亀田焼却場の電力は、西側の特別高圧線栗ノ木線から引き込んでいるため、運動公園内の配線はありません。 通信：現亀田焼却場の電話線、インターネット回線は、北側から引き込んでいるため、運動公園内の配線はありません。 都市ガス：現亀田焼却場並びに運動公園内には、都市ガスの引込はありません。添付資料15の赤線の配管は、将来の引込予定であり、現在は未整備です。 高温水供給設備：下記を参照してください。 ・添付資料32 P27～28 温水供給設備：下記を参照してください。 ・添付資料4 P43給排水設備平面図「給湯管」 ・添付資料32 P29「温水配管」</p>

3 落札者決定基準に関する質問に対する回答

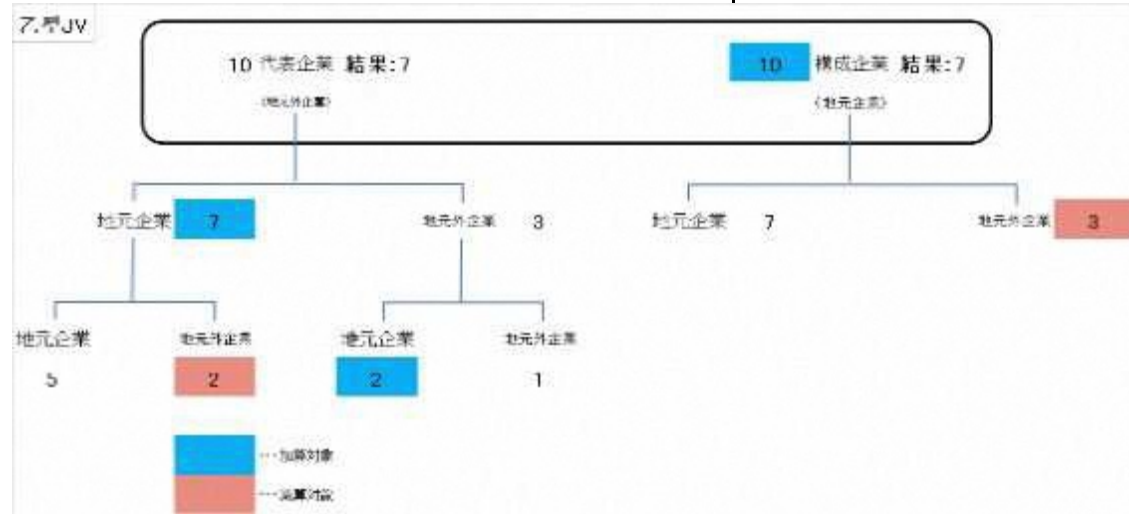
No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
1	8	第4	表3	No12 屋内配置動線 計画	<p>評価の視点として、「受入供給設備、貯留、移送、投入作業、保管、搬出等の配置動線計画について、安全性と効率性を期待する」となっていますが、これは直接搬入ごみについて記載すれば良いのでしょうか。それとも直接搬入ごみを含む全てごみ・灰について記載すべきでしょうか。直接搬入ごみについて記載する場合、No10の記載内容と重複すること考えられますが、各々の項目に記載すべき内容について、明確なルールがあればご教示の程御願ひ申し上げます。</p>	<p>直接搬入ごみに限らず、本施設の屋内配置動線計画について提案してください。明確な記載のルールはありませんが、記載内容の重複は可能な限り避けてください。</p>

4 様式集に関する質問に対する回答

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
1	様式集 (Excel版)	様式第15号-2-1 (別紙1)		主要機器の維持補修計画	重要度の記入は、廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）にならないA～Cの表記でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	様式集 (Excel版)	様式第15号-2-1 (別紙1)		主要機器の維持補修計画	様式第15号-6-4（別紙2）のe補修費用に該当する内容を記載することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	様式集 (Excel版)	様式第15号-2-1 (別紙2)		主要機器の維持補修計画	主要機器の維持補修計画（21年目から35年目）の固定費（補修費用）は事業期間外であることから本事業の落札者決定の評価に含まれない（参考情報扱い）と理解してよろしいでしょうか。	本施設は35年以上の使用を想定しており、落札者決定基準に示す「基本性能の維持及び長寿命化」に係る評価の視点に基づき評価の対象となります。
4	様式集 (Word版)	様式第15号-3-1	①	蒸気タービン以外の発電量	提案書内に含めるようにご指示いただいている表の中に「蒸気タービン発電以外の発電量」の項目について、「※2蒸気タービン発電以外の発電は、太陽光発電等の発電量を見込むこと」と記載があります。この太陽光発電等には、非常用発電機を活用したピークカット等再生可能エネルギー以外の発電量を加算してもよろしいでしょうか。	「蒸気タービン発電以外の発電量」は、売電電力量に寄与する発電について計上する項目であるため、非常用発電機を活用したピークカットは計上不可とします。なお、太陽光以外の発電を計画する場合は、対面的対話において市への確認をお願いします。
5	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙1)		二酸化炭素排出量	J-クレジット制度を利用する場合は、二酸化炭素排出量の排出係数を事業者提案で決定するとさせていただきますでしょうか。	提案条件の公平性の観点から不可とします。
6	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙1)		ロードヒーティング	ロードヒーティングを多く行うほどCO2排出量が削減される計算様式になっています。提案事業者にて使用期間、使用時間の差が生じないように、統一の決まった数値を設定願います。可能でしたら、新潟市殿にて稼働している一般廃棄物処理施設での使用期間、使用時間に基づき決定願います。	本様式には以下の条件で入力してください。 ・年間稼働日数：30日間（過去10年間の最大降雪日数より設定） ・稼働時間：24時間
7	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙1)		二酸化炭素排出量	田舟の里への熱供給は提案値を入力することになっていますが、要求水準書P72に示された熱量、温度を基に算出した日の供給熱量に、様式第15-3-1（別紙3）の年間稼働日（共通休炉日数除く）を乗じた値であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、営業時間は9時から17時、営業時間外は17時～翌日の9時まで、冬季は12月から翌年の3月として計算してください。
8	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙2)		電力収支及び発電効率	3. ※5の季節ごとの外気温ですが、要求水準書添付資料25から算出した平均気温と異なります。（夏季の例で、本様式の3. ※5では25℃とあるが、要求水準書添付資料25にて、7月1日～9月30日の5年間平均は25.6℃）本様式の季節別外気温を正として考えてよろしいでしょうか。	外気温は、添付資料25に示す2019年から2023年の5年間の平均を用いることとし、下記のとおり訂正します。 ・春/秋 13.8℃で変更なし ・夏 25.0℃ → 25.5℃ ・冬 4.3℃ → 4.6℃

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
9	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙2)	5	契約電力及び発電 効率	発電効率等の算定条件として『様式第15号-3-1(別紙2及び3)の条件下』との記載がございますが、これは様式第15号-3-1(別紙3)でお示しする操炉計画に従って運転を行った場合の年間平均値をご提示するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙2)	5	熱利用率	熱利用率の計算において、田舟の里に対する供給熱量だけでなく場内ロードヒーティング熱量も考慮してよろしいでしょうか。また、条件統一のため、想定されるロードヒーティングを使用する期間をご指定ください。	前者については、お見込みのとおりです。後者のロードヒーティングを使用する期間の指定については、No.6の回答を参照してください。
11	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙3)		操炉計画	田舟の里の年次点検による休館日数は、要求水準書添付資料27によると各年で日数が異なっています。本様式で操炉計画を作成するにあたり、田舟の里の年次点検による休館日数をどのように設定すべきかをご教示願います。また、その期間は、本施設の全炉停止日に合わせて提案事業者が設定できると考えてよろしいでしょうか。	別紙3の田舟の里の稼働日は、新施設の全炉停止を考慮せず、曜日による休館日のみで設定しています。全炉停止日は、田舟の里は休館しますので、本様式の田舟の里稼働日欄の「*」は削除してください。(本様式の「田舟の里設稼働日」の「設」は誤記となります)なお、添付27の年次点検は現亀田の点検による熱供給停止を指しており、田舟の里での年次点検による休館はありません。
12	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙4)		売電電力量の変動	ごみ質は幅を持った値につき、●●kJ/kg～●●kJ/kgというように範囲設定を行ってもよろしいでしょうか。	様式集のとおりとします。
13	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙4)		売電電力量の変動	蒸気タービンの発電出力は季節ごとに変化するため、本様式を季節ごとに提案してもよろしいでしょうか。	本様式の1については、春/秋の外気温度条件で記載してください。外気温度による発電出力変化による売電電力量の補正方法については、2に記載してください。
14	様式集 (Word版) 42	様式第15号3-2		環境学習計画	様式15号-3-2の環境学習計画において、図版やパース等の視認性向上の目的で、A4判・縦2ページをA3判・横1ページに置き換えることは可能でしょうか。	様式集のとおりとします。
15	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-4 (別紙1)			法人税の算出について、実効税率は新潟県及び新潟市の税率に基づいて算出することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-4 (別紙1)			外形標準化税は、②営業費用の欄に項目を追加して記入することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-4 (別紙1)		事業収支計画	繰越欠損金の繰越期間を「最長7年間」としていますが、令和6年度現在は「最長10年間」になりますので、表記を変更いただくことは可能でしょうか。	繰越欠損金の繰越期間は「最長10年間」に訂正します。提案書は、様式中の備考を修正のうえ作成してください。

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
18	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-4 (別紙2)		費用明細書(固定費)	本様式を印刷する場合には、Z列の合計欄は印刷範囲外とし、紙面に表示させないように留意することと記載ございますが、AB列と読み替えてよろしいでしょうか。	「AB列」に読み替えてください。
19	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-4 (別紙2)		費用明細書(固定費)	別紙2で設けられた「固定費を運営期間(20年間)にわたり平準化した金額」(35行目)を様式第15号-6-4(別紙1)に展開する際、別紙1では「ごみ処理に係る費用」と「SPCに係る費用」の2項目(15~16行目)に分けて展開することから、別紙2の35行目の下に別紙1の2項目ごとで平準化した場合の欄を設けたいと考えていますが、お認め頂けますでしょうか。	項目は適宜追加していただいで構いません。なお、平準化した金額を項目ごとに記載する場合は、平準化した金額の合計額も記載してください。
20	様式集 (Word版)	様式第15号-6-5		地域への貢献	※4で地域貢献金額に計上する目的で地元企業を新たに設立し、地元企業が受注した業務の全部を他の企業に委託する場合は、当該発注金額の地域貢献金額への計上は不可とするとありますが、元からある支店や営業所によるこうした行為も禁止と理解してよろしいでしょうか。	地元企業又は支店や営業所に関わらず、建設工事請負契約書(案)第7条及び運營業務委託契約書(案)第10条に規定するとおり、受注した業務の全部の委託はできません。
21	様式集 (Word版) 55、56	様式第15号-6-5		地元貢献金額算定の留意点	建設事業者が特定建設工事共同企業体(乙型JV)を組成した場合の地元発注金額の計算方法についてご教授願います。 構成企業(地元企業)の場合は二次下請けは加算対象範囲外となるのでしょうか。 総じて下記の表の理解でよろしいでしょうか。	建設事業者が特定建設工事共同企業体(乙型JV)を組成した場合の構成企業(地元企業)の2次下請額は加算対象外となります。詳細は、別紙1 特定建設工事共同企業体の地域への貢献金額算定の範囲を参照してください。



No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
22	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-5 (別紙)		地域貢献額の算定 方法	<p>特定建設工事共同企業体として乙型JVを組成し、その乙型JVの中に建築物の設計建設企業が甲型JV（市外企及び市内企業で構成）を結成した場合において、甲型JVの元請としての地域貢献額、甲型JVから下請として発注する地域貢献金額それぞれについての加算の考え方は、以下の式にて算定されるとの理解でよろしいでしょうか。 (二重計上とならない)</p> <p>・甲型JV元請の地域貢献額＝ 甲型JV元請金額×市内企業の出資比率</p> <p>・甲型JV下請の地域貢献額＝ 市内企業への下請金額×(100%－市内企業の出資比率)</p> <p>※甲型JVの構成企業のうち、市内企業が複数の場合には、出資比率の合計とする。 ※様式集 図2 地域貢献金額の加算対象の範囲(分担施工方式：乙型JVの場合)に則り、二次下請まで計上可能とする。</p>	<p>地域貢献額の算定式については、お見込みのとおりです。 なお、乙型JVの中の甲型JVからの2次下請額については、加算対象外とします。 詳細は、別紙1 特定建設工事共同企業体の地域への貢献金額算定の範囲を参照してください。</p>

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
23	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-5 (別紙)		地域貢献額の算定 方法	<p>乙型JVの代表企業（地元外企業）→地元外企業→地元企業に発注した場合における地元貢献金額の加算・減算方法については記載がありますが、乙型JVの構成企業（地元）企業→地元外企業→地元企業へ発注した場合における地元貢献金額の加算・減算方法は記載がありません。建設事業者を全体を乙型JVとして組成し、当該乙型JV内に建築物の建設企業を地元外企業と地元企業で構成する甲型JVを組成した場合、当該甲型JVから一次下請の地元外企業に発注へ発注した場合の地元貢献金額の減算式と、さらに一次下請の地元外企業から二次下請の地元企業へ発注した場合の地元貢献金額の加算式は以下のとおりと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>①地元外企業と地元企業で構成する元請甲型JVから一次下請の地元外企業への発注した場合の地元貢献額の減算式：一次下請地元外企業への発注額×元請甲型JVにおける地元企業出資比率</p> <p>②地元外企業と地元企業で構成する元請甲型JVから一次下請の地元外企業への発注し、地元外企業から二次下請の地元企業へ発注した場合の地元貢献金額加算式：（一次下請地元外企業への発注額×元請甲型JVにおける地元企業出資比率）-（二次下請の地元企業への発注額×元請甲型JVにおける地元外企業出資比率）</p>	No. 22の回答を参照してください。 詳細は、別紙1 特定建設工事共同企業体の地域への貢献金額算定の範囲を参照してください。
24	様式集 (Word版)	様式第15号-6-5		地域への貢献	<p>乙型JV内においてさらに甲型建設JV（共同施工方式）を地元企業（例サブ30%）と組成した場合、当該甲型JVから発注する地元二次下請企業迄の発注額は甲型スポンサー分（例70%分）を地元貢献額と理解してよろしいでしょうか。</p>	No. 22の回答を参照してください。 詳細は、別紙1 特定建設工事共同企業体の地域への貢献金額算定の範囲を参照してください。
25	様式集 (Word版) 55、56	様式第15号-6-5		地元貢献金額算定 の留意点	<p>建設事業者が特定建設工事共同企業体（乙型JV）を組成した場合、構成企業が①地元外企業がメイン・地元外企業がサブの甲型JVを組成した場合、②地元企業がメイン・地元外企業がサブの甲型JVを組成した場合、それぞれ一次下請け、二次下請けへの地元発注金額の計算方法はどのようになるのかご教授願います。</p>	①、②どちらの場合も地元企業への発注額の考え方は同じです。地域貢献額の算定式については、No. 22の回答を参照してください。 詳細は、別紙1 特定建設工事共同企業体の地域への貢献金額算定の範囲を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
26	様式集 (Word版)	様式第15号-6-5		地域への貢献	地域貢献金額算定において、甲型JVの場合は地元企業の甲型JVへの出資比率分を計上するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 詳細は、別紙1 特定建設工事共同企業体の地域への貢献金額算定の範囲を参照してください。
27	様式集 (Word版)	様式第15号-6-5		地域への貢献	地元外企業と地元企業から構成される甲型JVから地元企業への発注額は、出資比率の割合に応じた額（以下の算定式による）が加算対象と理解してよろしいでしょうか。 「地元企業」の地域貢献金額＝「地元企業」への発注額×{100%－（「構成企業（地元企業）」の出資比率）}	お見込みのとおりです。 詳細は、別紙1 特定建設工事共同企業体の地域への貢献金額算定の範囲を参照してください。
28	様式集 (Word版)	様式第15号-6-5		地域への貢献	一次下請の地元企業への発注金額から二次下請の地元企業以外への発注金額を差し引いた額を地元貢献金額とする場合、下記のような問題が生じると考えられることから、当該規定については再考をお願いします。 ■問題点 「一次下請の地元外企業から二次下請の地元企業への発注金額」（「(A)」とします）より、「元請から一次下請の地元企業への発注金額」（「(B)」とします）が上回っているにも関わらず、「(B)」の金額から二次下請の地元外企業以外への発注金額を差し引くことで、「(A)」よりも計算上の金額が少ない地元貢献金額（「(C)」とします）となるケースが発生することが想定されます。このケースでは実際には地元貢献金額が多い(B)よりも、貢献金額が少ない(A)が評価されることとなります。 こうしたケースが発生することは、評価委員が、実態に即した地元貢献金額の判断をすることを阻害する事になりかねず、評価の公平性に抵触する懸念があります。	原文のとおりとします。

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
29	様式集 (Word版)	様式第15号-6-5		地域への貢献	<p>地域貢献金額の算定に当たり「一次下請けが地元企業であり、二次下請けが地元外企業の場合は、一次下請けへの発注額から二次下請け（地元外企業）への発注額を除いた金額のみ計上する」ルールとなっていますが、これは地域経済の更なる発展のため設定されたものと思慮いたします。</p> <p>しかしながら、以下の懸念がありますため、二重計上とならないことを前提に、一次下請け、二次下請け共に地元企業の場合は、一次下請けへの発注額までを地域貢献金額として計上し、地元外企業への発注額を減じる定めをなくしていただけないでしょうか。</p> <p>以下、懸念事項です。</p> <p>元請が一次下請けの発注行為を差配することは、一次下請けの取引行為に制限をかけることになり、元請の優越的地位の濫用とみなされることを懸念しております。</p> <p>建設業法第19条3及び4、下請代金支払遅延等防止法第4条に定める禁止事項に抵触する可能性があります。</p> <p>また、元請が提案内容の履行を一次下請けに対し求めるあまり、過度な提案義務を一次下請けが負い、違法行為を誘発することも合わせて憂慮しております。</p>	<p>原文のとおりとします。</p> <p>地域への貢献の提案のために、質問内容のような違法行為や法令等に抵触する可能性のある行為を行うことは禁止します。</p>
30	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-5 (別紙)		運営期間の地域貢献	<p>地元人材の雇用に該当する職種（雇用形態）の「その他」には出向社員も含まれないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>出向社員の場合、「職種（雇用形態）」には、出向元企業の雇用形態を記載してください。</p>
31	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-5 (別紙)		運営期間の地域貢献	<p>運營業務委託を地元企業への発注に計上する場合、運營業務に従事する人員の地元雇用への計上は出来ないものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。「①運営期間中の地元企業の活用（地元企業への発注）」に含まれる人件費等は「②地元人材の雇用」に計上できません。二重計上を行わないようにしてください。</p>
32	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-5 (別紙)	※5	運営期間における地域貢献金額	<p>「運營業務委託会社からの委託職員はこの欄には計上しないこと。」とありますが、「運營業務委託会社」とは、運営事業者から運轉管理業務の委託を受けて運營業務に従事する者のことを指し、地元人材の雇用として記載できるのは運営事業者（特別目的会社）に所属している者に限られるのでしょうか。</p>	<p>運営事業者からの雇用に加え、運営事業者から直接「運轉管理業務」、「維持管理業務」の委託を受ける者の雇用を地元人材の雇用としてください。また、No. 31の回答を参照してください。</p>

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
33	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-5 (別紙)		運営期間の地域貢献	※5に「派遣会社からの派遣社員…中略…はこの欄に計上しないこと。」とありますが、「プラント運転管理会社」からの派遣または出向社員は計上可能でしょうか。	ご質問にある「プラント運転管理会社」が地元企業であり、その委託金額を「①運営期間中の地元企業の活用（地元企業への発注）」に計上する場合は、当該人件費は「②地元人材の雇用」の欄には計上できません（二重計上不可）。一方、「プラント運転管理会社」が地元企業ではない場合は、No32の回答のとおり、委託を受ける者の雇用に地元人材の雇用としてください。
34	様式集 (Word版)	様式第18号		委任状 (開札の立ち合い)	本委任状は、契約代表者（支店長など）から、開札当日の会場に参加する営業担当者等への委任を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	様式集 (Excel版)	様式第15号3-2 (別紙3)		操炉計画	※4で、「年間処理量は年間搬入量を下回ることとし」、との記載がございますが、「下回る」ではなく、「上回る」という理解でよろしいでしょうか。	本様式の操炉計画は発電量・売電量の提案に係るものであるため、年間処理量が年間搬入量を下回ることとしています。

5 基本協定書（案）に関する質問に対する回答

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
1	5	9	1	有効期間	事業契約の全てが本契約として成立した日とは令和7年7月上旬の議会における議決と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

6 基本契約書（案）に関する質問に対する回答

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
1	4	12	1	事故、故障等の発生時の対応	「本施設につき、事故、故障等の異常事態が発生した場合」とは、プラントの運転、継続に支障を及ぼすような事故、故障等を指していると理解してよろしいでしょうか。	異常事態は、プラントの運転継続に支障を及ぼすような事故、故障等に限らず、本施設の故障、停止基準値の未達、不可抗力による損害発生、その他要求水準書等に定める水準の未達成等を指します。

7 建設工事請負契約書（案）に関する質問に対する回答

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	2	(4)	総則	「不可抗力」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響や、ウクライナなどの戦争による物品調達への影響など、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものは含まれると考えてよろしいでしょうか。	現時点においては、新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢に係る戦争は、不可抗力には含まれません。 ただし、国等から通知、指導等が発出された場合は、その内容に基づき対応します。
2	7	11条の3	3		事前調査	「本工事を妨げる瑕疵」の「瑕疵」には、土壌汚染を含むと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書添付資料7に示す調査範囲については、土壌調査実施済みのため調査は不要と考えています。 田舟の里建築物周辺については、要求水準書第2 5 (3) ア(オ) bを参照してください。
3	13	27	1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	契約金額の基準となる時点は入札提案書提出日と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	19	41			債務負担行為に係る契約の特則	債務負担行為について、現時点では、予定価格における設計・建設金額および運営管理費用の内訳はないものと理解してよろしいでしょうか。それぞれの契約額に上限はございますでしょうか。	設計・建設費及び運営費それぞれの契約額の上限は定めていません。
5	30				別表	【年度精算分に係る部分払】において、部分払金額＝出来高金額×0.9-前払金控除額-前年度以前支払額とありますが、0.9掛けではなく、年度出来高金額を満額お支払いいただくことを検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、年度精算分に係る部分払については、別表「部分払をする場合」1 (1)、(2)に記載のとおり、当該年度支払限度額の範囲内で出来形金額の満額の支払となります。

8 運營業務委託契約書（案）に関する質問に対する回答

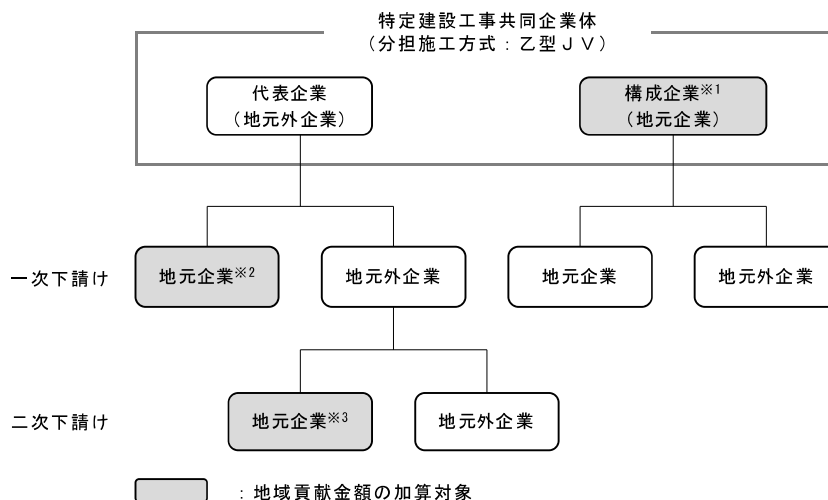
No	頁	項目1	項目2	項目3	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	4	(3)	総則(不可抗力)	不可抗力については、「新型コロナウイルスによる影響等」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では、新型コロナウイルス感染症は不可抗力には含まれません。ただし、国等から通知、指導等が発出された場合は、その内容に基づき対応します。
2	7	22	2	(3)	資源物等及び余熱に係る取り扱い	受注者は、運営期間を通じ、安定した電力の供給を得るため電気事業者と本施設の買電に係る契約を締結し、当該契約に係る費用を負担する。と記載ありますが、買電先につきましては事業者で選定できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	7	22	2	(5)	資源物等及び余熱に係る取り扱い	受注者は、余剰電力の売却に必要な作業（電気事業者への売却収入の請求を含む）と記載がございますが、売却によって得られる収入は貴市となりますので、受注者側で請求書を発行するのは難しいと存じます。貴市より発行された請求書を受注者が電気事業者へ郵送するという認識でよろしいでしょうか。	売電収入の請求は市が行いますので、（ ）の記載は削除します。
4	11	37	4		ごみ質	処理対象物の性状が計画ごみ質の範囲内か否かの判断は一事業年度を単位として当該事業年度で行うとの記載がございますが、これは、本条2項の当該事業年度の最終月に精算を行うことを請求できるとの記載とリンクしており、一事業年度のごみ質を平均化して範囲内か否かと判断するという意味ではなく、年度内に発生した範囲外ごみ質のごみ搬入は、搬入都度ではなく、年度末に個々に拾い上げて確認するとの理解でよろしいでしょうか。 範囲外ごみ質のごみ処理時は、その時の搬入量、ピット残量など多くの因子が関係して焼却量の調整や助燃剤使用など都度対応するもので、平準化されることはないとの認識ですが、念のため確認させていただくものです。	計画ごみ質の範囲内か否かは、一事業年度のごみ質全体で判断します。年度内に発生した範囲外ごみ質を個々に拾い上げるわけではありません。
5	14	46			本事業終了時の取扱い	運営期間満了日の5年前から本事業終了後の本施設の運営の継続に係る協議を発注者より申し出される、4項では継続となった場合には12か月前までに受注者が満了時の翌事業年度に係る事業の実施計画を提出する、5項では運営期間満了日の12か月前までに実施計画が提出されない場合には、運営期間満了日を持って契約が終了するとあります。いつまでに契約継続決定するとの期限の記載がございませんので、実施計画策定期間を考慮した契約継続有無の判断期限を設定願います。	契約継続の判断時期も含めて、第46条第2項に規定する協議において決定することになりますが、判断時期の決定に際しては、実施計画策定期間に配慮することとします。 なお、第5項は、運営期間満了日の12か月前までに契約継続に係る合意が整わない場合の規定であり、実施計画が提出されない場合に契約を終了するものではありません。 落札者と事業契約を締結する際には、本条に規定する「本運營業務委託契約の継続」は、再契約も含む内容に修正するものとします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目名	質問の内容	回答
6	14	47	5		本事業終了時の引渡し条件	第47条5項では施設の状態を満足していないことが判明した場合、本事業終了後12か月の間に必要な補修を実施しとの記載があり、第57条4項では、修繕が終了したことを発注者が認めたときは、発注者が指定する期日までに、発注者に本施設を引き渡すとの記載があります。このことから、本事業終了後最長12か月程度、施設の引渡しが遅れる可能性があることとなりますが、その理解でよろしいでしょうか。また本事業終了から施設引渡しまでの期間で、修繕対象以外の箇所で不具合が発生した場合の責任所掌は、本事業の運営事業者ではないとの理解でよろしいでしょうか。	第57条第4項の引渡しは、本契約の契約期間内に行うことを前提としており、同第6項の修繕は契約解除後においても必要な対応を求めるものであるため、第57条第4項及び第6項に関して施設の引渡しが遅れることは想定していません。第47条第5項の補修は、施設引渡し後の対応を求めているものです。
7	17	53			受注者の催告による解除権	受注者は、発注者が本運營業務委託契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本運營業務委託契約を解除することができる。との記載がありますが、「相当の期間」とは具体的にどの程度の期間を規定しているのか、ご教示をお願いします。	違反の内容によって定める期間は異なるため、原文のとおりとします。
8	20	64	1		保険	受注者は、当該保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険の保険約款及び保険証券の写しを発注者に提出してその確認を受けるものとする。との記載がありますが、付保証明書の提出によりこれに替えることができると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	21	69	2		経営状況の報告等	受注者は、本運營業務委託契約の終了に至るまで、各事業年度において、当該事業年度の財務書類を作成し、年1回自己の費用で公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から3か月以内に、監査報告書とともに発注者に提出しなければならない。との記載がありますが、当該書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に作成し、その後株主総会での承認を必要とすることから、株主総会の開催時期を加味して、毎事業年度終了後4ヶ月以内として頂けないでしょうか。	財務書類及び監査報告書を当該事業年度最終日から3ヶ月以内に提出することが難しい場合は、契約協議時に落札者と協議を行います。
10	23	別紙1	2		提案された余剰電力量の達成状況の確認に係る協議（第22条）	補正後の提案売電電力量（様式15号-3-1（別紙2）で提案した提案売電電力量をごみ量、ごみ質（実績値）等で補正したもの）との記載がございますが、ここで記載されている等には、発注者で契約される売電契約でノンファーム型となった場合で、電力指令により売電制御がかかった部分の控除も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ノンファーム型に該当するかに関わらず、供給事業者により売電制御がかかった部分は考慮するものとします。
11	23	別紙1	4		提案された余剰電力量の達成状況の確認に係る協議（第22条）	設計内容と提案書で示された仕様に乖離が生じた場合、発注者、受注者及び建設事業者の3者協議を設け、3者協議は運営開始日までに実施する旨記載がございますが、売電は季節の影響も大きく受け、試運転期間対象外の季節については実運転確認が取れないため、3者協議は運営開始後1年以内に行うとの記載に変更いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目名	質問の内容	回答
12	31	別紙5	3	(1)	物価変動等による改定	物価改定の指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について合理性及び妥当性があると市が認める場合、市及び事業者は、協議を行い落札者の提案する指標により事業契約を締結することができる。と記載がありますが、入札時に事業者が提案することは可能でしょうか。	物価変動等の指標を提案する場合は、様式第15号-6-4(別紙2)及び(別紙3)の「改定指標(提案)」欄に提案する指標を記入の上、入札提案書類提出時に提出してください。
13	31	別紙5	3	(1)	物価変動等による改定	変動費単価の燃料費指標に「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する油類」と記載ありますが、この「該当する油類」というのは、入札時に事業者が適切な指標を提案可能ということでしょうか。	お見込みのとおりです。 併せてNo.12の回答を参照してください。
14	34				別表7保険(64条)	契約書案に記載の保険はあくまで例であり、付保内容が同等以上であれば、事業者提案が可能という理解でよろしいでしょうか。必ずしも、名称が契約案に記載の内容と一致しないことがあります。	お見込みのとおりです。
15	1	1	4	(3)	総則	「不可抗力」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響や、ウクライナなどの戦争による物品調達への影響など、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものは含まれると考えてよろしいでしょうか。	7. 建設工事請負契約(案)に関する質問に対する回答No.1の回答を参照してください。
16	4	10	3		一括再委任等の禁止	「3 発注者は、再委任先等に対する委任又は請負に関して、受注者に対して、当該委任又は請負に係る契約の条件(契約代金、スケジュールその他の条件を含むがこれに限られない。)その他の必要な事項の説明を求めることができる。」とありますが、再委託契約代金の提示はPPP/PFI事業の主旨を鑑みると不適応と考えます。再委託契約代金の説明(提示)は除外していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
17	8	23	4		処理困難物及び処理不適物に係る取扱い	本条の「不可抗力」は、受注者側に処理不適物混入に関する帰責事由がない場合と理解してよろしいでしょうか。	処理不適物の混入に関して、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない場合を指します。
18	8	25	7		業務マニュアル及び業務計画書等の作成	「7 発注者は、業務マニュアル及び業務計画書等の確認又はその変更の承諾を行ったこと自体を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。」とありますが、発注者による承諾行為の目的をご教示願います。	発注者の管理責任として、受注者による業務の実施方法や計画等が、要求水準書等を満たし、適切であるかの確認及び把握を目的としています。
19	11	37	2		ごみ質	計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理にかかった費用について、発注者が負担する条件として「計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分を受注者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に同意したとき」とのご記載については、「受注者の説明が客観的に合理的である場合」と同視させていただきます。よろしいでしょうか。	原文のとおり、発注者の同意が必要です。

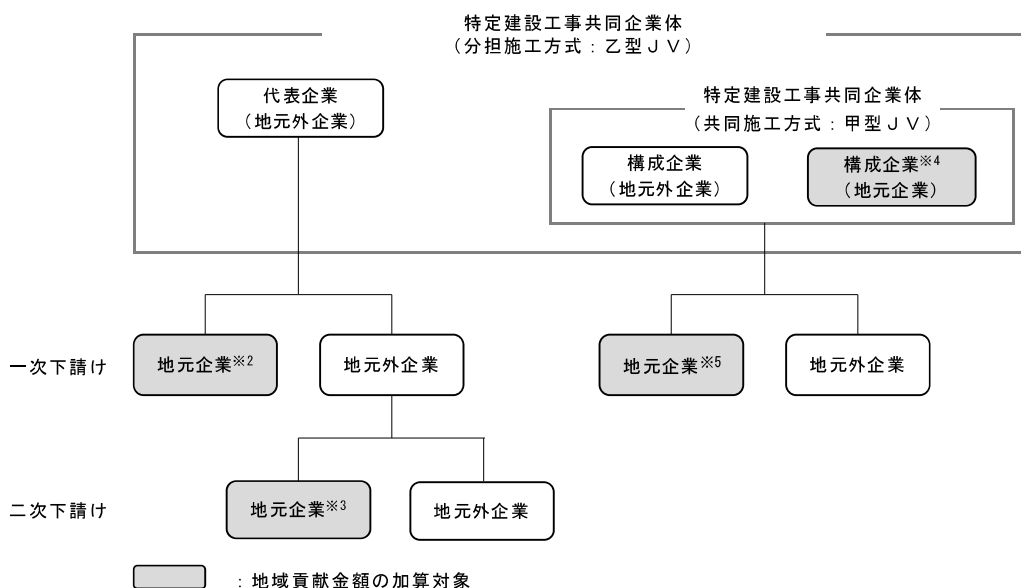
No	頁	項目1	項目2	項目3	項目名	質問の内容	回答
20	11	37	2、4		ごみ質	「4 本施設に搬入された処理対象物の性状が計画ごみ質の範囲内か否かの判断は、一事業年度を単位として当該事業年度全体で行う。かかる判断に必要なデータの収集、検査等は、全て受注者の費用において実施する。」とありますが、2項では「当該事業年度の最終月に精算を行うことを請求できる。」とあります。当該事業年度のごみ質を、当該事業年度最終月に精算を行うことはタイミング的に不可能です。当該事業年度のごみ質による費用増加分の精算は、当該事業年度の翌々月等に精算を行うなどタイミングを変更していただけないでしょうか。	原文のとおりとしますが、発生した事象の内容等を踏まえ、協議を行います。
21	12	42	1		法令変更	「運営期間中に法令変更が行われた場合、受注者は、次に掲げる事項について発注者に報告ものとする。」とありますが、法令変更の該当時期は契約締結以降の法令変更ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。落札者と事業契約を締結する際には、「運営期間中に」を「本運営業務委託契約締結日以降」に修正するものとします。
22	14	46	4		本事業終了時の取扱い	「また、当該協議の結果にかかわらず、受注者は、次の各号に係る情報及び資料を含む発注者が請求する情報及び資料の提供を行わなくてはならない。」とありますが、運営期間中の財務諸表を毎年提出するため、これにて代替することは可能でしょうか。	原文のとおりとします。
23	30	別紙5	3	(1)	物価変動等の指標	電気の従量料金に係る物価スライドについては、「各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、発注者と受注者が変更内容をもとに協議し、発注者が変更等を決定する。」と記載されておりますが、燃料費調節額や再エネ賦課金を含んだ従量料金の変動に合った、料金改定を検討いただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	33	別紙6			不可抗力の場合の費用分担	不可抗力の場合の費用負担で、「運営業務委託料を20で除した金額の100分の1以下の額（不可抗力が数次にわたるときは発注者の一会計年度に限り累積する。）は、受注者の負担とする。」を削除していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

特定建設工事共同企業体の地域への貢献金額算定の範囲



- ※1 乙型JVの構成企業（地元企業）受注額から一次下請け（地元外企業）への発注額を除いた金額を加算対象とする。
- ※2 乙型JVの構成企業（地元外企業）から地元企業への発注額のうち、二次下請け（地元外企業）への発注額を除いた金額を加算対象とする。
- ※3 一次下請けの地元外企業から地元企業への発注額（100%）を加算対象とする。

図1 地域貢献金額の加算対象の範囲（分担施工方式：乙型JVの場合）



- ※4 甲型JVの構成企業※4（地元企業）は、出資比率に応じた額から構成企業※4（地元企業）の出資比率に応じた一次下請け（地元外企業）への発注額を除いた額を加算対象とする。なお、甲型JVの構成企業のうち、地元企業が複数の場合には、出資比率の合計により地域貢献金額を算定する。

「構成企業※4（地元企業）」の地域貢献額

$$= (\text{甲型JV受注額} \times \text{「構成企業※4（地元企業）」の甲型JV出資比率}) - (\text{「地元外企業」への発注額} \times \text{「構成企業※4（地元企業）」の甲型JV出資比率})$$

- ※5 乙型JVの構成企業である甲型JVから地元企業への発注額は、出資比率の割合に応じた額（以下の算定式による）を加算対象とする。

「地元企業※5」の地域貢献金額

$$= \text{「地元企業※5」への発注額} \times \{100\% - (\text{「構成企業※4（地元企業）」の甲型JV出資比率})\} \text{※4}$$

図2 地域貢献金額の加算対象の範囲（分担施工方式：乙型JVの構成企業が甲型JVの場合）